



久米南町子育てプラン

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策行動計画
健やか親子21(第2次)

令和2年3月

岡山県久米南町

目 次

第1章 久米南町子育てプランの策定にあたって	1
1 久米南町子育てプランの概要	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の対象	2
(5) 策定体制	2
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について	3
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針 (基本指針)の改正	3
(2) 次世代法に基づく行動計画策定指針の改正	4
(3) 幼児教育・保育無償化の開始	5
第2章 久米南町の現状と課題	6
1 子ども・子育てを取り巻く状況	6
2 母子保健に関する状況	11
3 保育・教育施設の利用状況	16
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	18
5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向	19
(1) 調査の概要	19
(2) 就学前児童・小学生児童の保護者調査結果(主要項目)	19
6 前期計画の取組状況と課題	32
第3章 計画の基本的な考え	41
1 基本理念	41
2 基本目標	41
3 施策の体系	42
4 施策の方向	43
基本目標1	43
基本目標2	45
基本目標3	48
基本目標4	49

第4章	教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	51
1	教育・保育の提供区域の設定	51
2	定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	51
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制	53
第5章	計画の推進体制	59
1	計画の推進体制	59
2	計画の点検・体制	59
資	料	60
1	久米南町母子保健計画・健やか親子21の指標と目標量	60

第 1 章 久米南町子育てプランの策定にあたって

1 久米南町子育てプランの概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 24 年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、平成 27 年度から令和元年度を計画期間とする「久米南町子育てプラン（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策行動計画、健やか親子 21（第 2 次）」を策定し、本町の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設などの社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加、子どもの貧困率の上昇、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような時代の流れを踏まえ、本町の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、前期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため今期計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定し、次世代育成支援行動計画の施策も含むものです。また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する「久米南町母子保健計画」「久米南町健やか親子 21（第 2 次）」計画としても位置付けます。

さらに、本計画は、「久米南町総合計画」の個別計画として位置付け、「久米南町障害者計画」「久米南町障害福祉計画」「久米南町男女協働参画基本計画」「第 2 次久米南町健康づくりプラン」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
前期計画					今期計画				

(4) 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至る0歳からおおむね18歳までの子ども・青少年とその家庭を対象とします。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう施策の推進を図ります。

(5) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会」で、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、業務の円滑な実施に関する計画の策定や進捗状況、評価について、意見を述べる機関です。

また、久米南町子育てプラン策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートを実施し、さらに計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施しました。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、昭和50年に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、平成30年時点において1.42となっています。

子育てに関連する法律についてみると、平成17年から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され、「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化される一方で、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、新たなステージへと移行しました。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本

的な指針（基本指針）の改正

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
 - ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
 - ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2(二)(1)関係）
 - ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2(二)(1)関係）
 - ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。（第三の三 2(三)関係）
 - ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5(四)関係）

<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援第2期計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3 関係)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。 ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4 関係)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。 ・平成 28 年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2(一)、四 5(一)・(二)関係)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

(2) 次世代法に基づく行動計画策定指針の改正

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、平成 26 年 11 月に告示し、平成 27 年 4 月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。 ○ 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5 年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。 ○ 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを令和元年度までに行った上で、令和 2 年度から令和 6 年度を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。 ○ 新・放課後子ども総合プランの策定等、平成 30 年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針(基本指針)の改正と同様のスケジュールで進める予定。

【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進

(3) 幼児教育・保育無償化の開始

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法」が改正され幼児教育・保育が無償化されました。

○幼児教育の無償化の趣旨等

- ・令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要となる。
- ・現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する。
- ・就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。



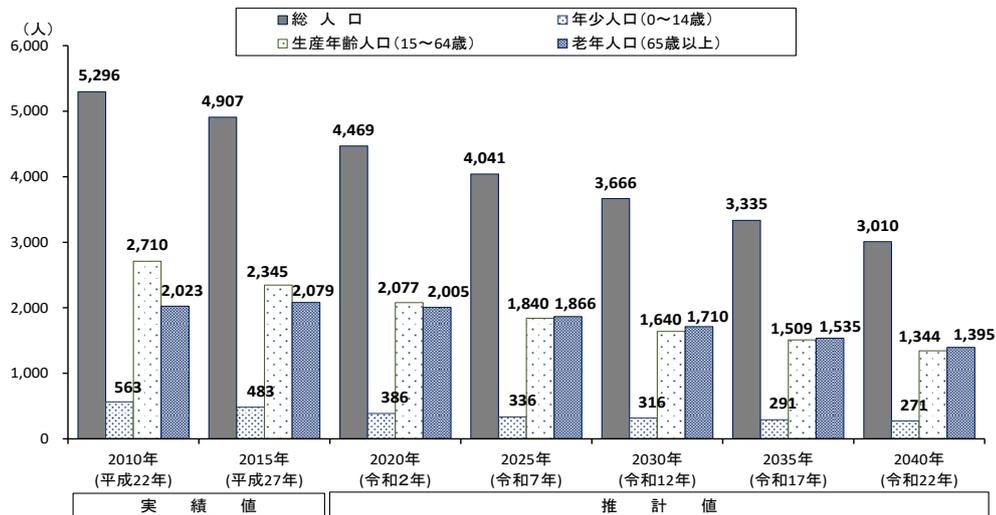
第2章 久米南町の現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く状況

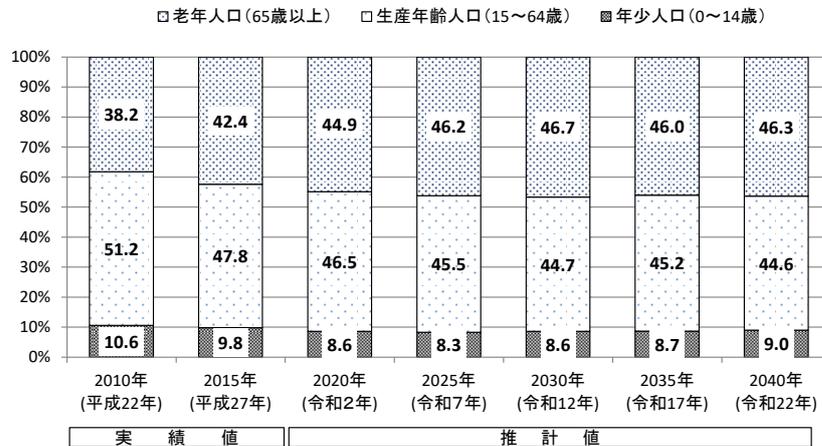
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本町の総人口は、平成22年には5,296人ですが、令和2年では4,469人となっており、さらに令和22年の3,010人にかけて減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は減少していますが、全体の9%前後の構成比で推移しています。また増え続けていた、65歳以上の老年人口は平成27年をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 令和22年には高齢化率が46.3%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測



資料:平成27年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値

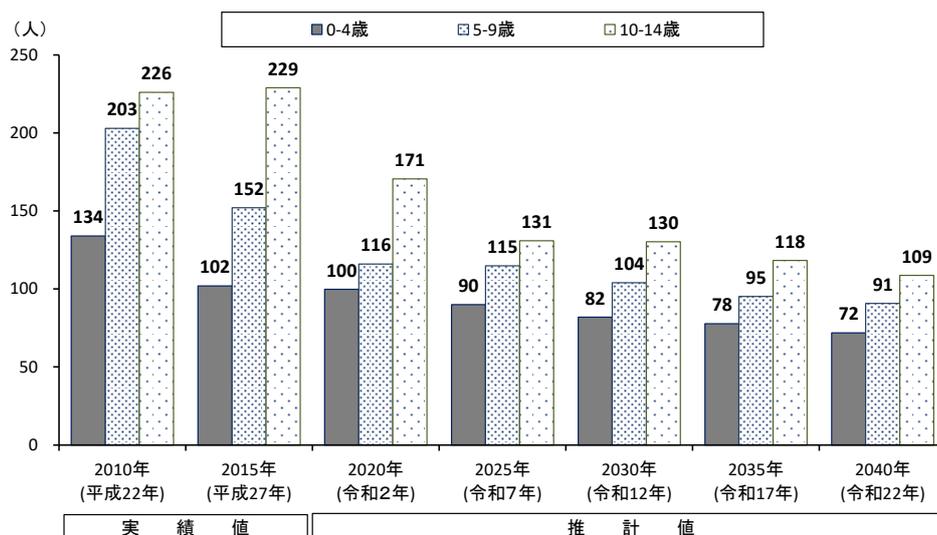


資料:平成27年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本町の平成27年の0～4歳人口は102人、5～9歳人口は152人、10～14歳人口は229人ですが、3つの年代ともにその後は減少すると推計され、令和2年には0～4歳人口は100人、5～9歳人口は116人、10～14歳人口は171人と推計されています。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■



資料:平成27年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本町の出生数は、平成27年以降おおむね年間20人で推移しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成30年は4.10‰で各年ともに岡山県に比べると低くなっています。

■出生数の推移■

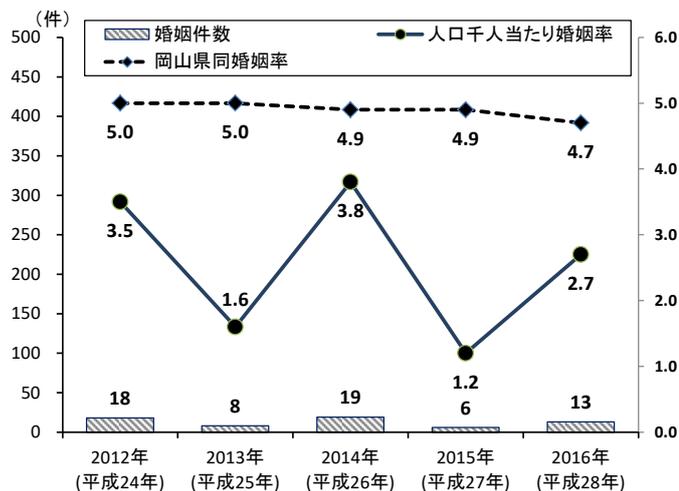


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)
‰(パーミル):1000分の1を1とする単位

(4) 婚姻件数・婚姻率

- 本町の婚姻件数は、ここ数年増減を繰り返し、平成28年では13件となっています。
- 人口千人当たり婚姻率は、岡山県より低い推移となっています。

■ 婚姻件数・結婚率の推移 ■

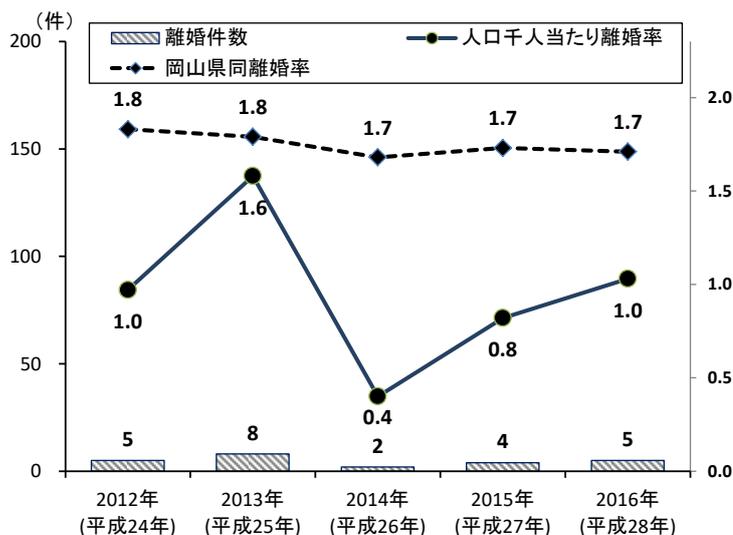


資料: 岡山県保健統計

(5) 離婚件数・離婚率

- 本町の離婚件数は、おおむね5件前後で推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、0.4‰～1.6‰で推移していますが、岡山県に比べると低く推移しています。

■ 離婚件数・離婚率の推移 ■

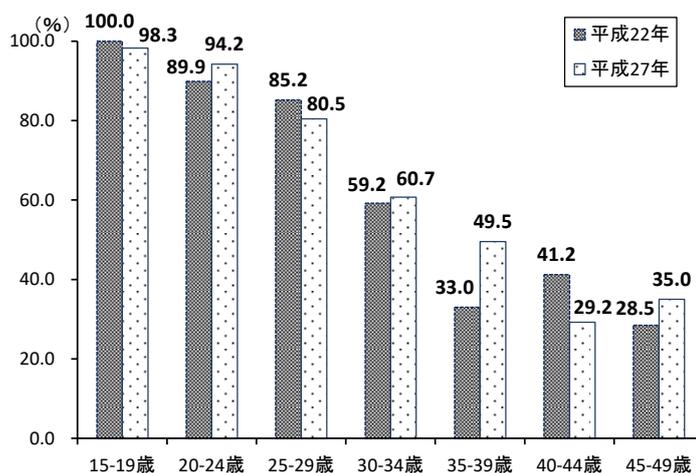


資料: 岡山県保健統計

(6) 男性未婚率

●本町の男性未婚率は、20-24歳、30-34歳、35-39歳、45-49歳が増加し、特に35-39歳で16.5ポイント増加しています。また、15-19歳、25-29歳、40-44歳、で減少し、特に40-44歳では12ポイント減少しています。

■ 男性未婚率の推移 ■

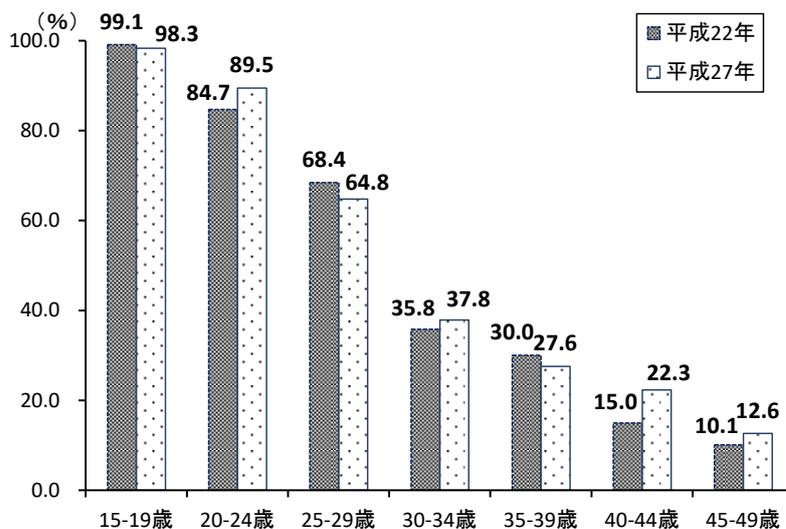


資料:国勢調査

(7) 女性未婚率

●本町の女性未婚率は、20-24歳、30-34歳、40-44歳、45-49歳が増加し、特に40-44歳で7.3ポイント増加しています。また、15-19歳、25-29歳、35-39歳が減少し、特に25-29歳では3.6ポイント減少しています。

■ 女性未婚率の推移 ■

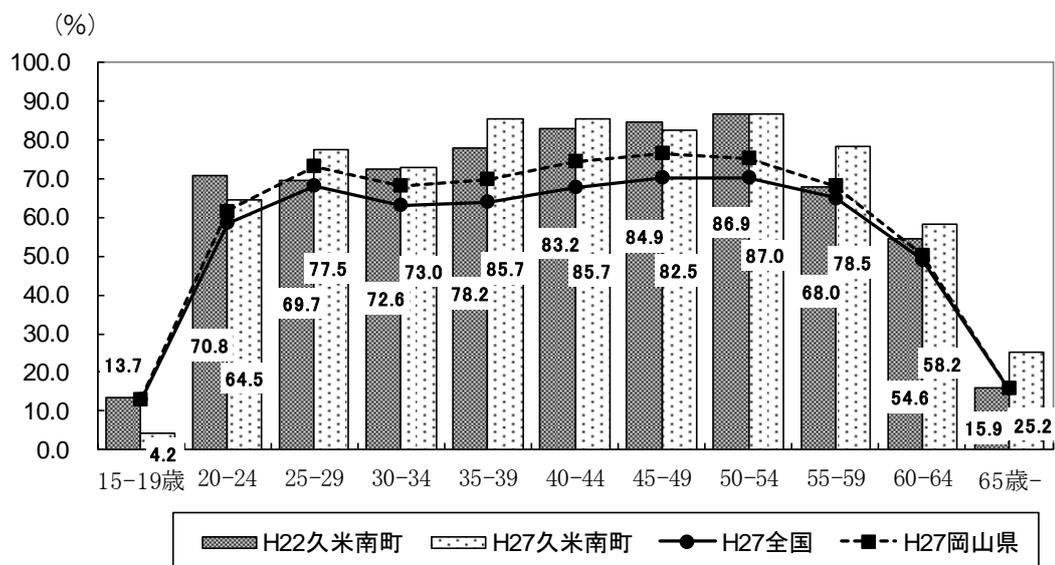


資料:国勢調査

(8) 女性の就労状況

- 平成 22 年から平成 27 年にかけて、20-24 歳までは就業率が減少していますが、25-29 歳以降は、45-49 歳を除き就業率が増加しています。
- 特に 25-29 歳の就業率の増加が顕著になっています。

■女性の就業率の推移■



資料:国勢調査



2 母子保健に関する状況

(1) 出生児体重の年次推移

出生体重 2,500 グラム未満の低体重児の割合は、平成 26 年から平成 30 年の合計で 7.4%です。

年	出生数	出生率	出生時体重別出生数									
			2,000g 以下		2,001~2,500		2,501~3,000		3,001~4,000		4,001g 以上	
H26	30	6.0					10	33.3	20	66.7		
H27	18	3.7			4	22.2	6	33.3	8	44.4		
H28	20	4.0	1	5.0			10	50.0	9	45.0		
H29	20	4.0			2	10.0	10	50.0	8	40.0		
H30	20	4.3			1	5.0	9	45.0	10	50.0		

※ 出生率「岡山県の母子保健」より抜粋

(2) 妊娠届出状況

①妊娠届出数の年次推移・届出週数別

妊娠の届出については、年によって変動があり、平成 26 年度から平成 30 年度にかけての平均は 21 件です。妊娠 11 週までに届出をする人の割合は、平成 26 年度から平成 30 年度の合計で 94.4%です。

年度	届出数	週数別届出状況			
		11 週まで	12~19 週	20~27 週	28 週以上
H26	23	22	1		
H27	15	15			
H28	20	19	1		
H29	23	19	3	1	
H30	26	26			

②妊娠届出時の母の年齢

平成 27 年度以降は、10 代での届出はありません。35 歳以上の届出は、平成 26 年度から平成 30 年度の合計で 16.8%です。

年度	総数	母親の年齢					
		~19 歳	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40 歳~
H26	23	1	3	8	5	6	
H27	15		2	6	7		
H28	20		1	9	5	3	2
H29	23		3	10	8	2	
H30	26		3	8	10	3	2

(3) 人工妊娠中絶

平成 27 年度～平成 30 年度の人工妊娠中絶数は 4～7 で推移しています。

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
人工妊娠中絶数	7	5	6	4
(再掲)20 歳未満	3	1	1	1
人工妊娠中絶率	10.7	6.0	7.6	4.6

※中絶率は 15 歳以上 50 歳未満の女子の総人口千対

(4) 乳幼児健康診査

①乳幼児健康診査実施状況

町では3か月～14 か月の乳幼児期に2回（4月・10 月）、保健・福祉センターで健診を無料で行っています。乳児期には医療機関委託の受診券2枚を利用し、2回受診を含め4回の健診を受けることができます。

受診率は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて 88.3%～97.6%で推移しています。

年度	対象 児数 延 (a)	受診児数		受 診 率 (b)/(a)	発育値（体重） （延）			栄養種別 3ヶ月未満(実)			検診判定（延）			
		実 人 員 (b)	延 人 員 (c)		大	中	小	母	混	人	正 常	要 観 察	要 精 検	要 医 療
H26	35	26	31	88.6	3	24	4	16	8	2	30	1		
H27	60	38	53	88.3	5	42	6	18	17	3	53			
H28	42	30	41	97.6	2	39					41			
H29	39	30	38	97.4	1	36	1	17	11	4	38			
H30	36	27	32	88.9	2	30	0	16	15	1	32			

②幼児健康診査（1歳6ヶ月児・2歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児健診）実施状況

保健・福祉センターで年4回（4月・7月・10月・1月）健診を無料で行なっています。

いずれの受診率も平成28年度から平成30年度においては、90%を超えています。

（1歳6ヶ月児：1歳6～8ヶ月児）

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	発育値（体重）			発育状況				判定
				大	中	小	言語		運動		
							正常	観察	正常	観察	
H26	17	13	76.5		11	2	13		13		13
H27	28	26	92.9	3	19	4	26		26		26
H28	27	25	92.6	1	24		25		25		25
H29	22	21	95.5		21		21		21		21
H30	26	24	92.3	3	21		24		24		24

（2歳6ヶ月児：2歳6～8ヶ月）

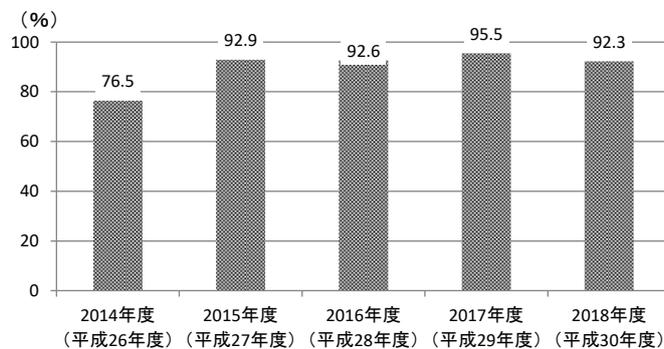
年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	発育値（体重）			指導区分			
				大	中	小	正常	要観察	要精検	要医療
H26	22	19	86.4	2	17		19			
H27	22	20	90.9	2	16	2	19	1		
H28	25	24	96.0		23	1	24			
H29	29	28	96.5		26	2	28			
H30	20	19	95.0	2	17		19			

(3歳6ヶ月児：3歳6～8ヶ月)

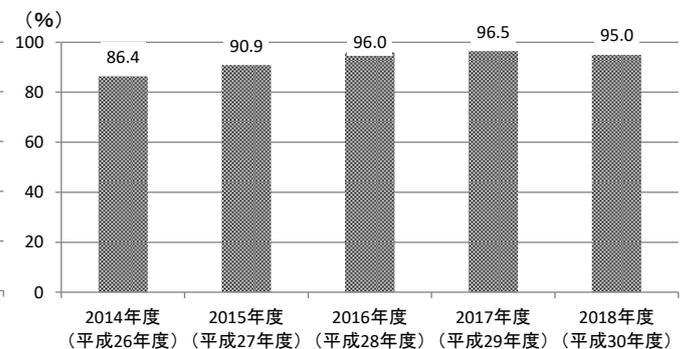
年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)/(a)	発育値(体重)			健康判定						尿検査 異常なし	
				大	中	小	身体面				精神面			
							正 常	要 観 察	要 精 査	要 医 療	精密検査			療 育 継 続
											不 要	要		
H26	22	21	95.5	2	18	1	20	1			18	2	1	21
H27	21	18	85.7	3	14	1	18				17	1		18
H28	22	20	90.9	4	15	1	20				20			19
H29	25	23	92.0	3	20		23				23			23
H30	30	27	90.0	1	25	1	25		1	1	27			27

(健診受診率)

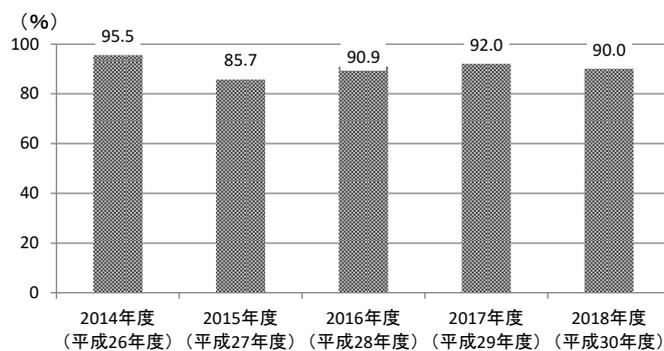
(1歳6ヶ月児：1歳6～8ヶ月児)



(2歳6ヶ月児：2歳6～8ヶ月)



(3歳6ヶ月児：3歳6～8ヶ月)

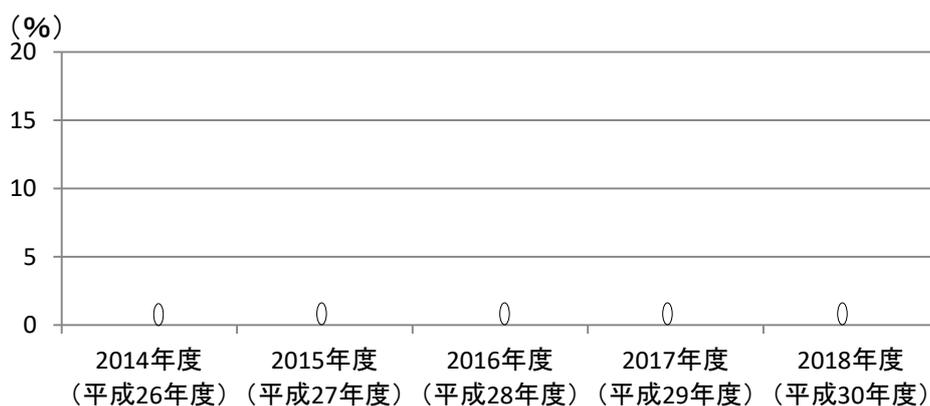


(5) むし歯有病率

幼児歯科健診結果を見ると、1歳6ヶ月児では平成26年度～平成30年度にむし歯有病率は0です。2歳6ヶ月児では平成28年度、3歳6ヶ月児でも平成28年度のむし歯有病率が高くなっています。岡山県が目標とする320運動（3歳児のむし歯有病率20%以下）は達成している状況です。

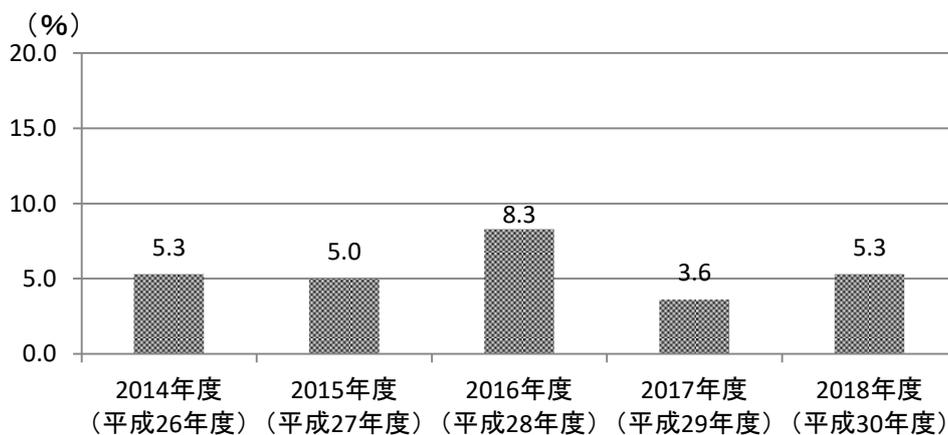
1歳6ヶ月児

年度	有病率
H26	0
H27	0
H28	0
H29	0
H30	0



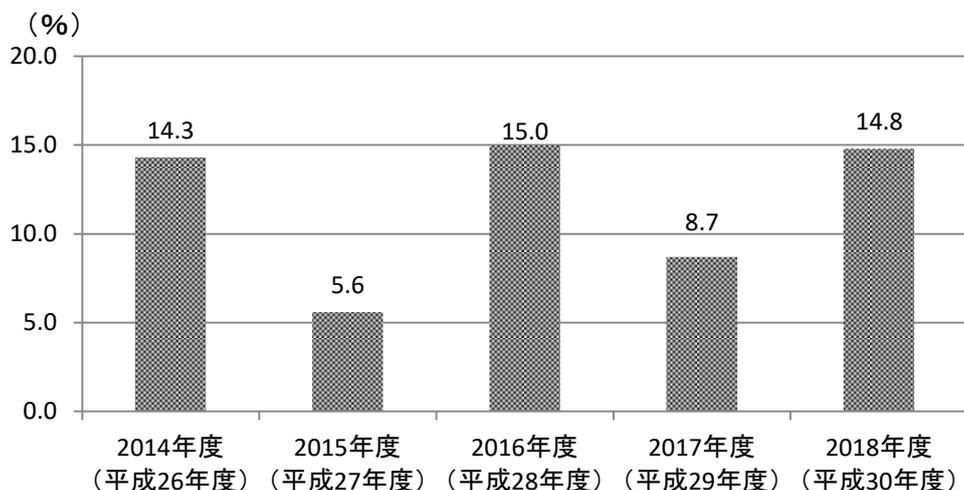
2歳6ヶ月児

年度	有病率
H26	5.3
H27	5.0
H28	8.3
H29	3.6
H30	5.3



3歳6ヶ月児

年度	有病率
H26	14.3
H27	5.6
H28	15.0
H29	8.7
H30	14.8



3 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

本町には保育所は弓削保育園、誕生寺保育園、神目保育園の3施設があり、その他（広域）の保育所へ通う児童を含めると、平成31年4月現在は102名の児童が保育所へ通っています。保育所全体としての入所率は54.4%（その他広域を除く）となっており、定員数に余裕のある運営状況です。

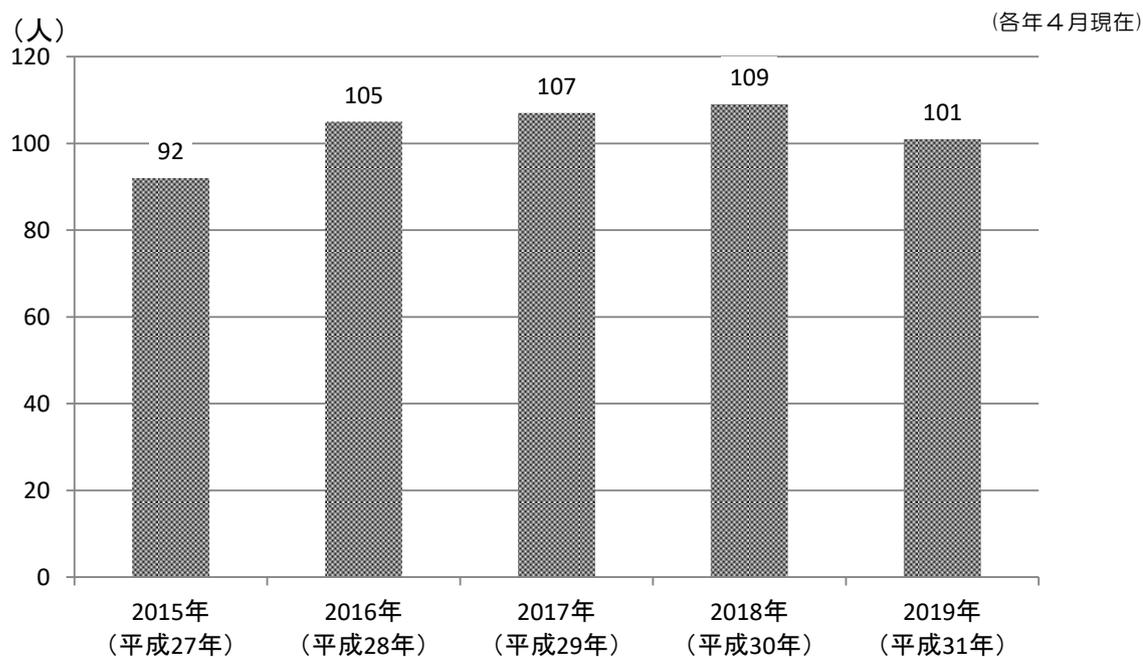
(平成31年4月現在)

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
弓削保育園	60	34	56.7
誕生寺保育園	60	22	36.7
神目保育園	60	42	70.0
その他(広域)	-	4	-
合計	180	102	54.4

資料：町資料

(2) 保育所の利用者数の推移

近年の保育所の利用者数は、平成27年の107人から平成30年にかけて増加傾向にありましたが、平成31年には101人に減少しています。



資料：町資料

(3) 保育所の利用者の年齢構成

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(各年4月現在)

利用者数（人）		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
私立及び公立 認可保育所 (4/1 現在)	0 歳	1	3	1	6	1
	1 歳	6	19	22	9	15
	2 歳	18	13	27	24	11
	3 歳	12	24	13	30	25
	4 歳	27	17	26	15	33
	5 歳	28	29	18	25	16
	計	92	105	107	109	101

資料：町資料



4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業に取り組むこととなっています。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

町として現在実施していない事業に関しては、今後、町の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	-	-	-	-	-
妊婦健康診査	実人数	44	24	24	38	40
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	35	23	13	20	28
養育支援訪問事業	実人数	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延べ利用者数	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・セ ンター事業	依頼会員数 提供会員数 両方会員数	-	-	-	-	-
一時預かり事業	延べ利用者数	16	37	11	2	14
延長保育事業	延べ利用者数	-	-	-	-	-
病児保育事業	延べ利用者数	8	12	20	10	-
放課後児童健全育成事業	登録者数	34	48	46	57	61

資料：町資料

5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

子ども・子育てに関する現状と意向を「就学前児童保護者調査」、「小学生児童保護者調査」、「中学生調査」、「中学校卒業～18歳調査」として実施しました。

(1) 調査の概要

区 分	就学前児童 保護者調査	小学生児童 保護者調査	中学生調査	中学校卒業～ 18歳調査
調査地域	久米南町全域			
調査方法	保育園・学校を通じて配布・回収			愛育委員による調 査票の配布・回収
調査時期	令和元年9月			
調査対象	就学前児童の 保護者	小学生児童の 保護者	中学1～3年生	中学校卒業～ 18歳の人
配布数	104	131	111	137
回収数	88	95	106	107
回収率	84.6%	72.5%	95.5%	78.1%

(2) 就学前児童・小学生児童の保護者調査結果（主要項目）

① 保護者の就労状況（就学前児童）

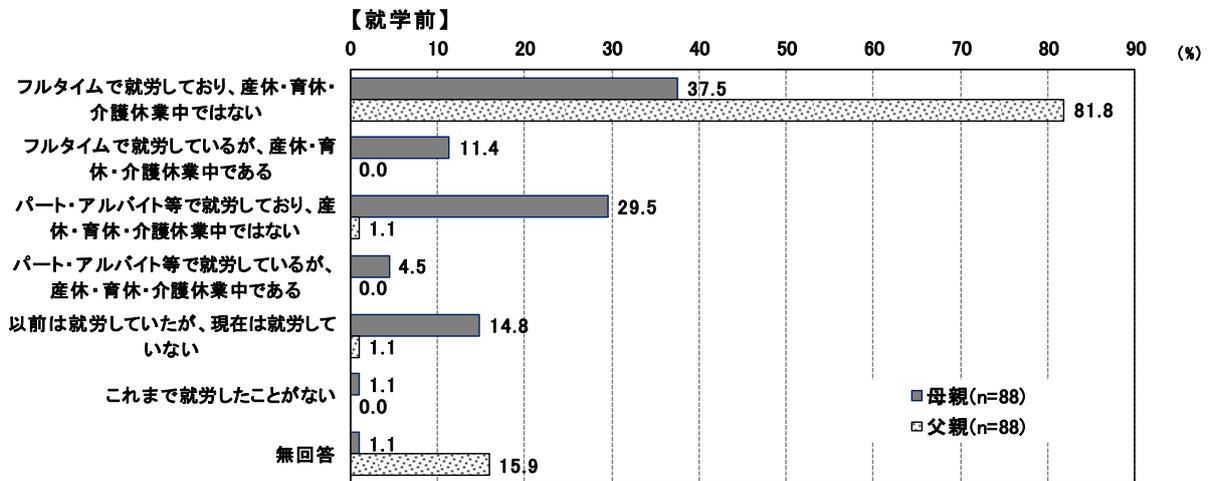
就学前児童の保護者の就労状況をみると、母親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.5%（前回35.1%）、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が11.4%（前回5.3%）、合計するとフルタイムは48.9%（前回40.4%）となっています。また、「パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）は34.0%（前回33.0%）となっています。

フルタイムとパート・アルバイト等を合計すると、母親の就労率は82.9%となっています。前回調査では、フルタイムとパート・アルバイト等を合計した就労率は73.4%でしたから、前回調査よりも9.5ポイント増加しています。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が46.7%と最も多くなっています。転換希望としては、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が10.0%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が20.0%となっています。

現在、就労していない母親の今後の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は14.3%、「1年より先、一番下の子どもが3歳になったころに就労したい」が35.7%、その時の子どもの平均年齢3.0歳となっています。

問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

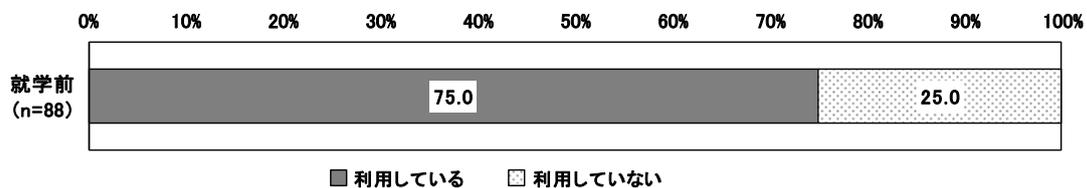


	1週当たり就労日数 (日/週)	1日当たり就労時間 (時間/日)	家を出る平均的な時間 (時分)	平均的な帰宅時間 (時分)
母親	4.88	7.11	7:00	17:20
父親	5.44	9.28	7:33	19:01

②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

現在、保育園などの「定期的な保育の事業」を「利用している」は75.0%となっています。前回の74.5%から大きな変化はみられません。

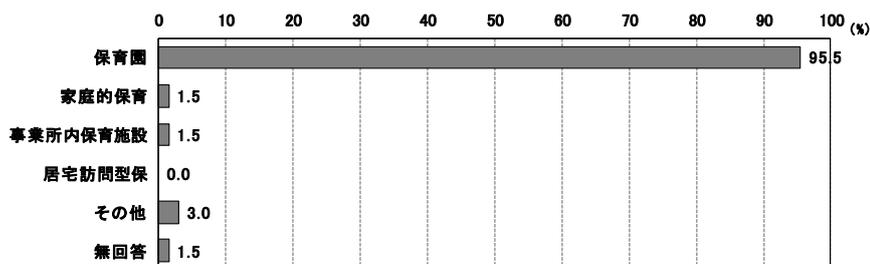
問 宛名のお子さんは現在、保育園などの「定期的な保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



「定期的な保育の事業」の内訳としては、「保育園」が95.5%となっています。前回の95.7%から大きな変化はみられません。

問 「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。
宛名のお子さんは、平日どのような保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

問 平日に定期的に利用している保育事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間を、□内に具体的な数字でご記入ください。



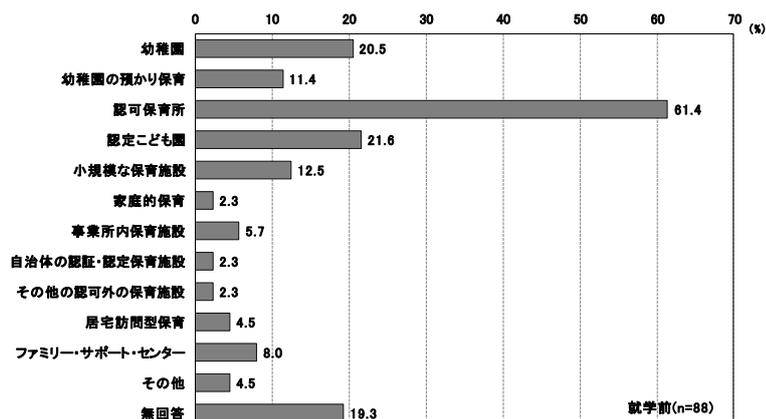
■ 利用日数、教育・保育時間、開始・終了時刻の平均 ■

	利用日数 (日/週)	教育・保育時間 (時間/日)	開始時刻 (時刻)	終了時刻 (時刻)
現在	4.94	8.38	8 : 16	16 : 44
希望	5.08	8.71	8 : 13	17 : 01

③利用したい教育・保育事業（就学前児童）

現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業としては、「認可保育所」が61.4%（前回57.4%）と最も多くなっています。次いで「認定こども園」が21.6%（前回14.9%）、「幼稚園」が20.5%（14.9%）となっています。いずれの事業においても、利用希望率は増加しています。

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。



④地域子育て支援事業の利用状況（就学前児童）

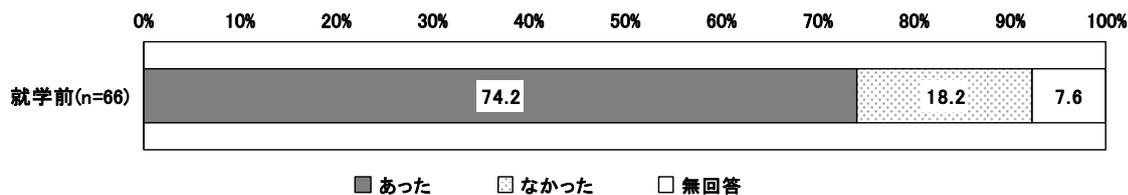
地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は前回（22.3%）よりも若干少ない 19.3%、1ヶ月当たり 4.80 回、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が 5.7%（前回 7.4%）、1ヶ月当たり 1.60 回となっています。

今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が 15.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 5.7%となっています。

⑤この1年間で病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと（就学前児童）

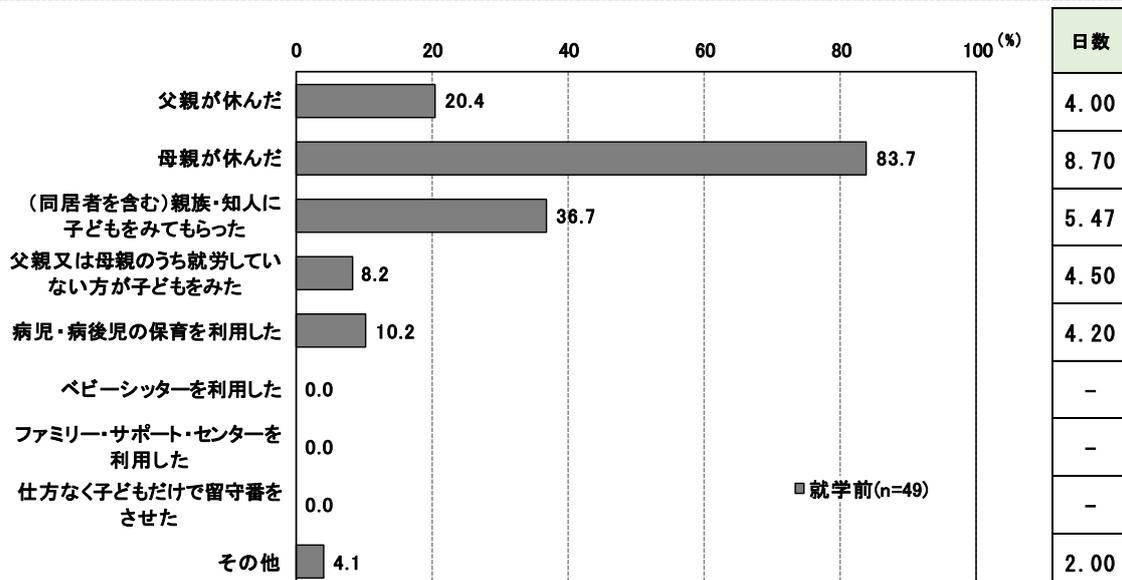
平日の定期的な教育・保育の事業を利用している人の中で、この1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」は前回の 69.1%から、5.1ポイント増加して、74.2%となっています。

問 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方にうかがいます。
この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。



その時の対処方法としては、「母親が休んだ」が 83.7%と最も多くなっています。

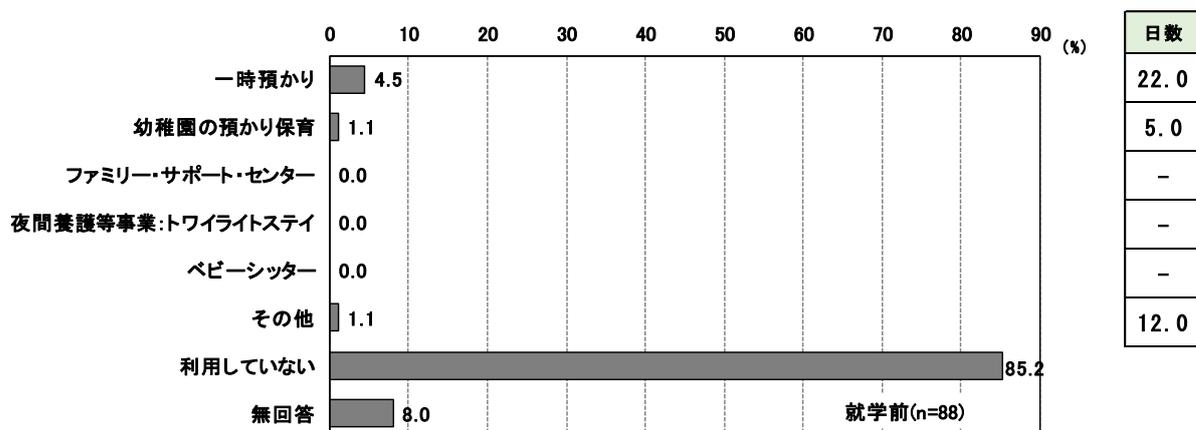
問 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数もご記入ください。



⑥私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業（就学前児童）

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業としては、「一時預かり」が 4.5%、「幼稚園の預かり保育」が 1.1%となっています。

問 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）もご記入ください



⑦私用、親の通院、不定期の就労等の目的での事業の利用意向（就学前児童）

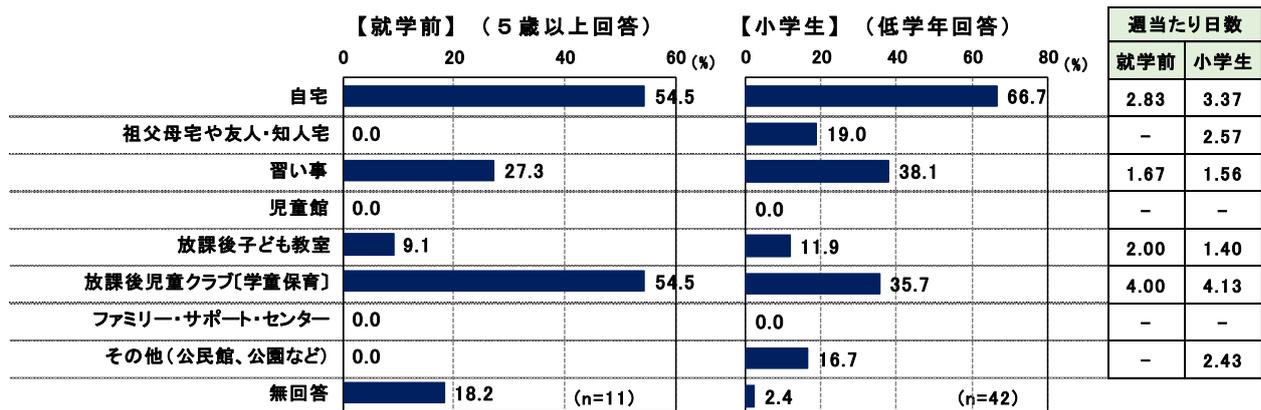
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を「利用したい」は前回の 22.3%から 7.2 ポイント増加して 29.5%、その合計日数は、年間 20.52 日となっています。

利用目的としては、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」と「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が各 57.7%、「不定期の就労」が 46.2%となっています。

⑧小学校低学年時における放課後の過ごし方

放課後の過ごし方における「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は、就学前で 54.5%（前回 17.0%）、小学生で 35.7%（前回 14.7%）となっており、いずれにおいても大きく増加しています。

問 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間もご記入ください。



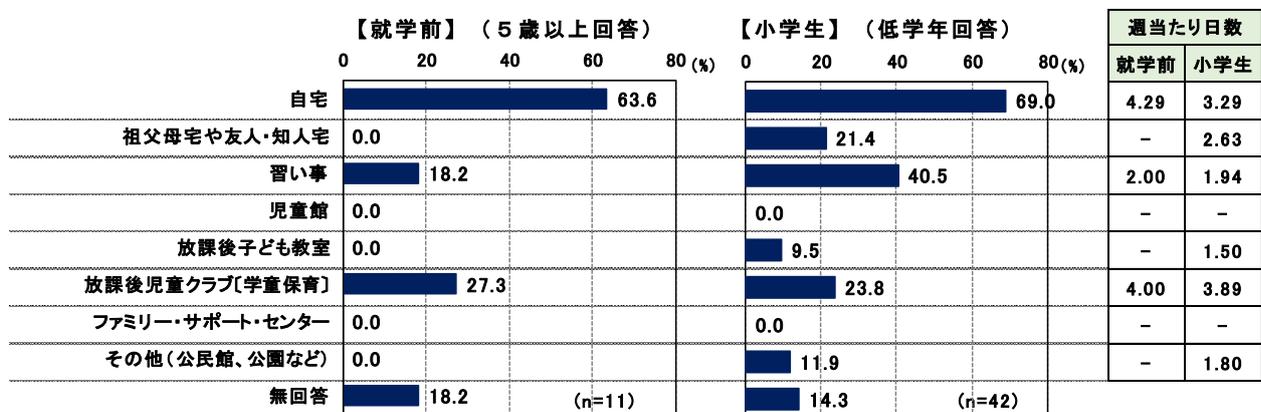
放課後児童クラブの終了時間

就学前	17:45	小学生	17:26
-----	-------	-----	-------

⑨ 小学校高学年時における放課後の過ごし方

放課後の過ごし方における「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は、就学前で27.3%（前回 11.7%）、小学生で23.8%（前回 18.4%）となっており、前回よりも増加しています。

問 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間をご記入ください。



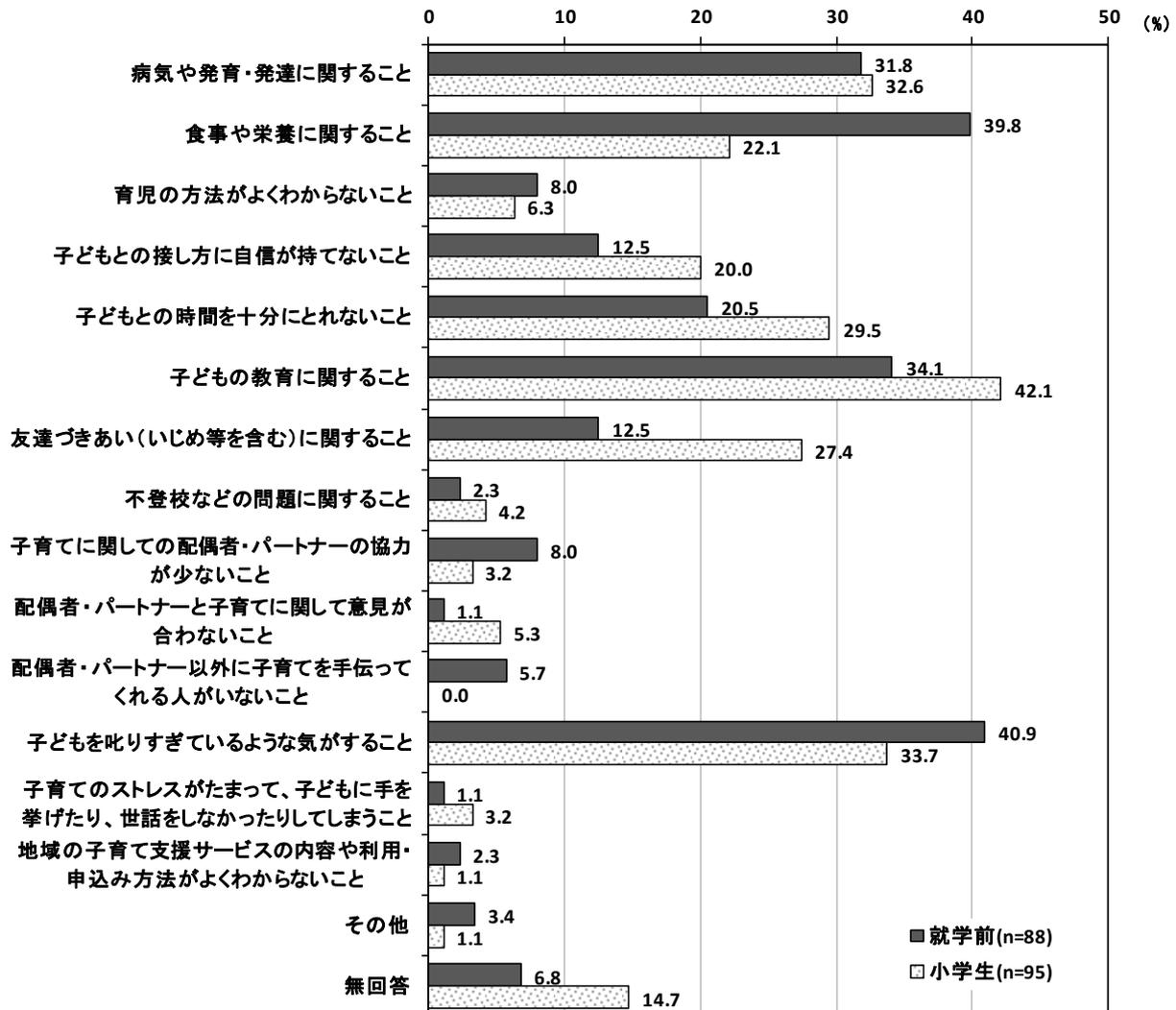
放課後児童クラブの終了時間

就学前	17:40	小学生	17:30
-----	-------	-----	-------

⑩ 子育てに関する悩み

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることとしては、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの教育に関する」、「病気や発育・発達に関する」などは、就学前、小学生とも共通して多くなっています。就学前に多いものとしては、「食事や栄養に関する」、小学生では「友達づきあい（いじめ等を含む）に関する」が多くなっています。

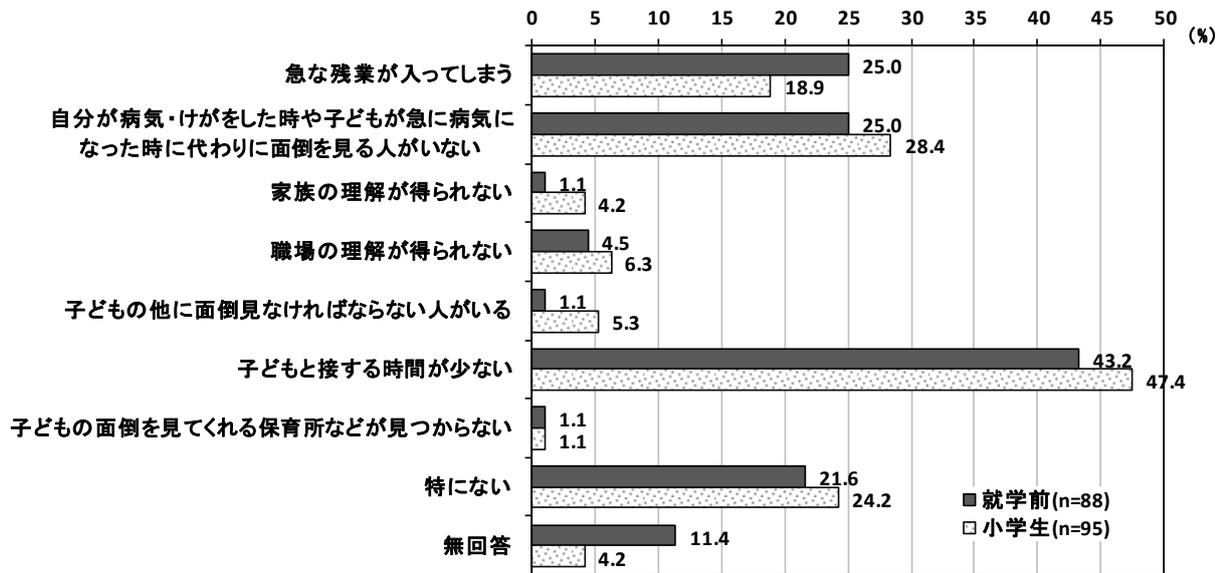
問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。当てはまる答えの番号すべてに○をつけてください。



⑪仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、就学前、小学生とも「子どもと接する時間が少ない」が最も多くなっています。

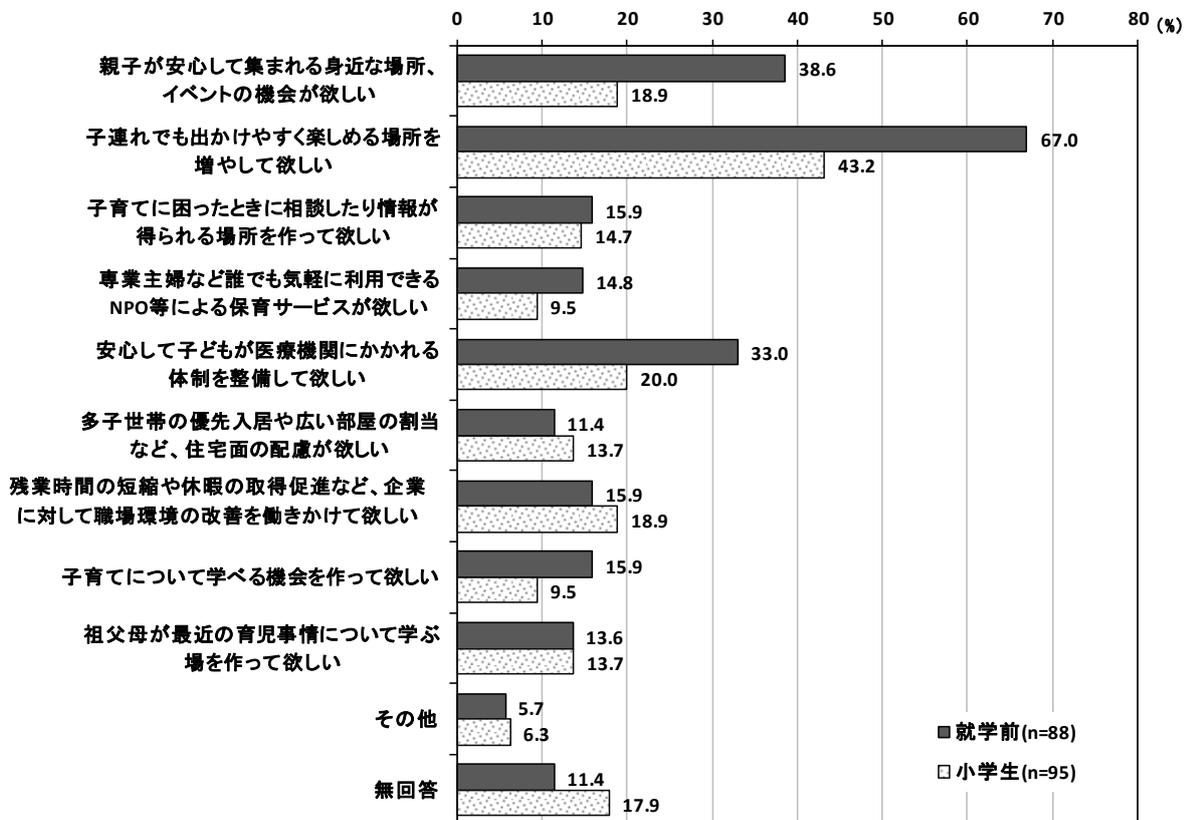
問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことですか。当てはまる答えの番号に2つまで○をつけてください。



⑫ 充実してほしい子育て支援策

町に充実してほしい子育て支援策としては、就学前、小学生とも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が最も多くなっています。加えて、就学前では「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会が欲しい」や「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」なども多くなっています。

問 町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をしてください。

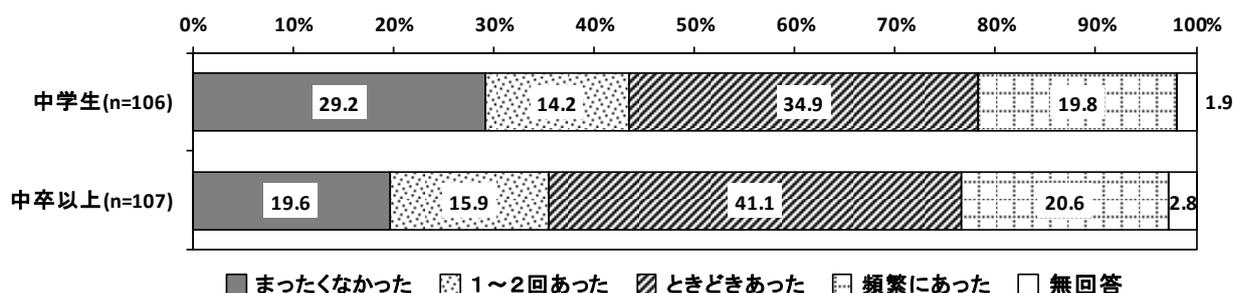


(3) 中学生・中学生卒業～18歳の調査結果（主要項目）

①こころの健康について

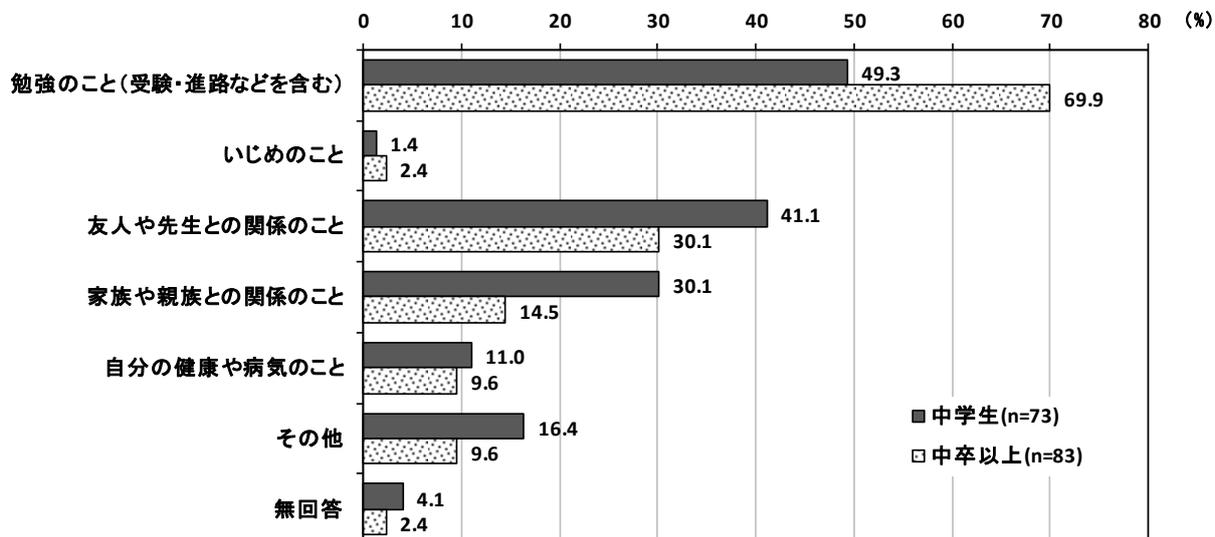
この1ヶ月の間に、ストレス（不満・悩み・苦勞など）を感じたことの頻度をみると、中学生では5割強、中卒以上では6割強が、「頻繁にあった」または「ときどきあった」と回答しています。

問 この1ヶ月の間に、ストレス（不満・悩み・苦勞など）を感じたことがありますか。



その内容についてみると、中学生、中卒以上ともに「勉強のこと（受験・進路などを含む）」が最も多くなっています。

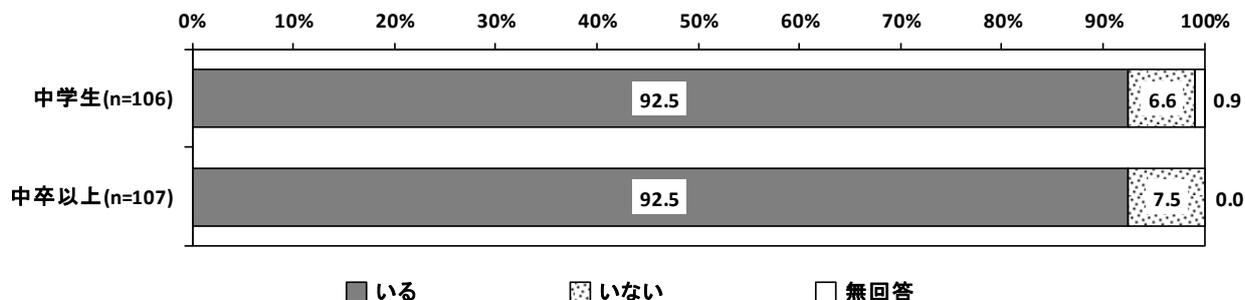
問 それはどんなことですか。（あてはまるものすべて）



②悩みがある時に相談できる人

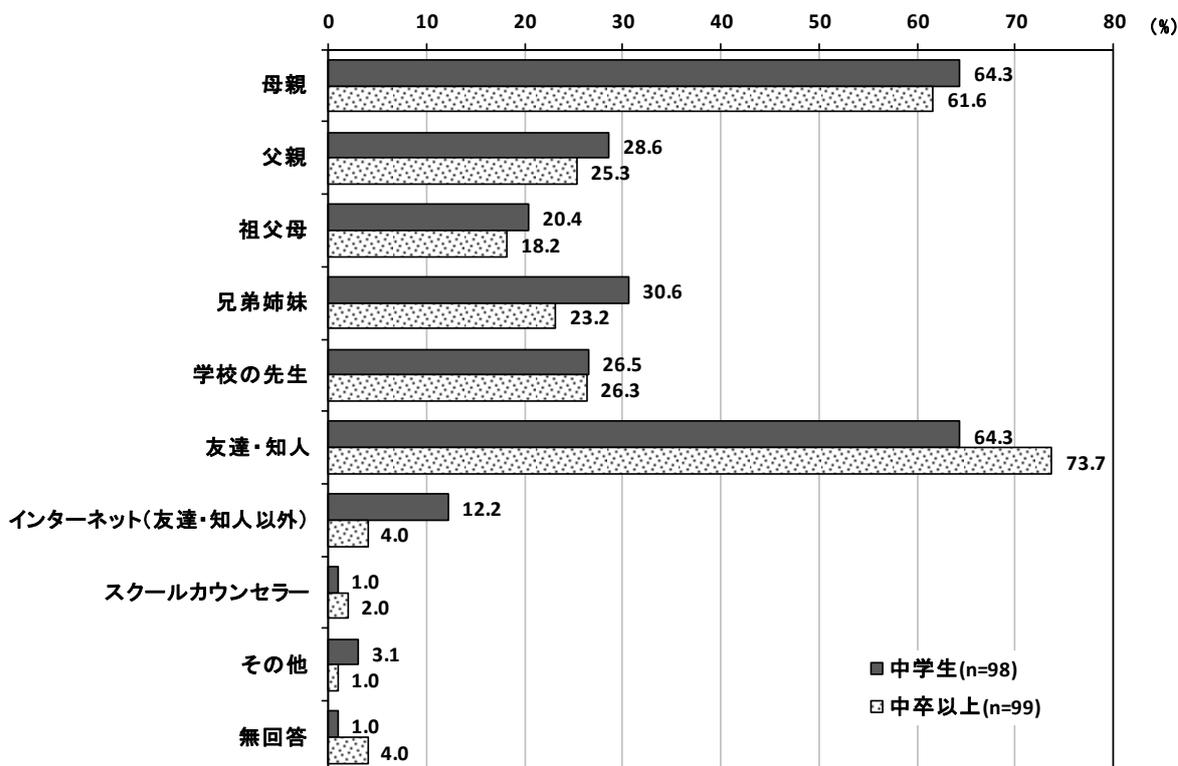
悩みがあるときに相談できる人の有無についてみると、「いる」は中学生、中卒以上とも92.5%となっています。

問 悩みがあるときに相談できる人がいますか。



相談できる人としては中学生、中卒以上ともに「友達・知人」や「母親」が多くなっています。

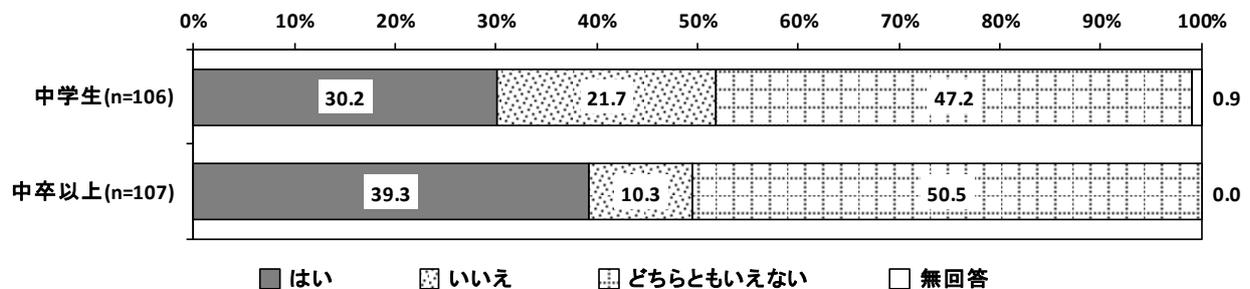
問 それは誰ですか。(あてはまるものすべて)



③自分のことが好き

自分ことが好きですかという問に対して、「はい」は中学生では 30.2%、中卒以上では 39.3%となっています。

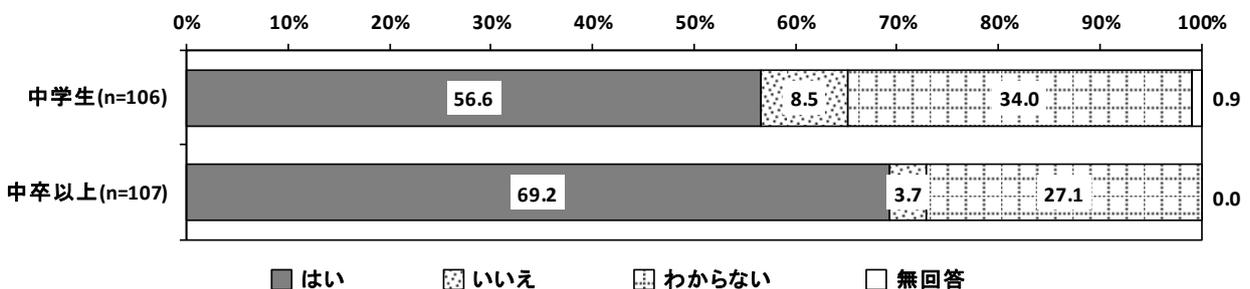
問 自分のことが好きですか。



④親の理解

親は自分のことをよくわかってきていると思っている（「はい」）人は、中学生で 56.6%、中卒以上で 69.2%となっています。

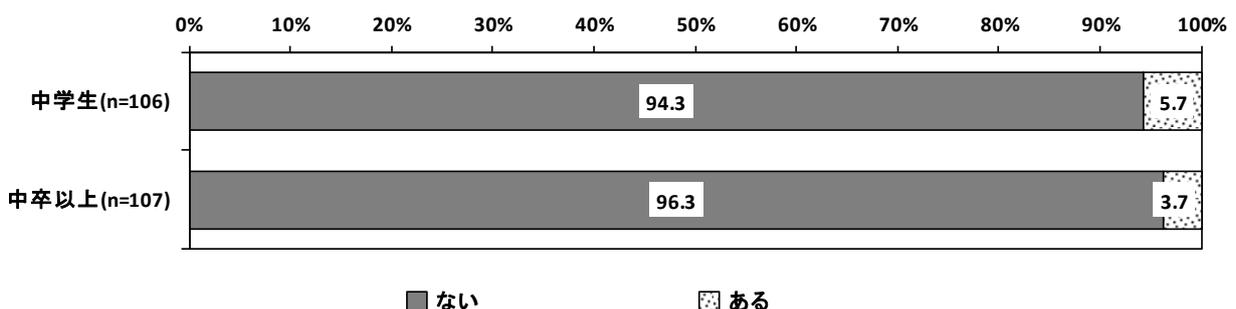
問 親は自分のことをよくわかってきていると思いますか。



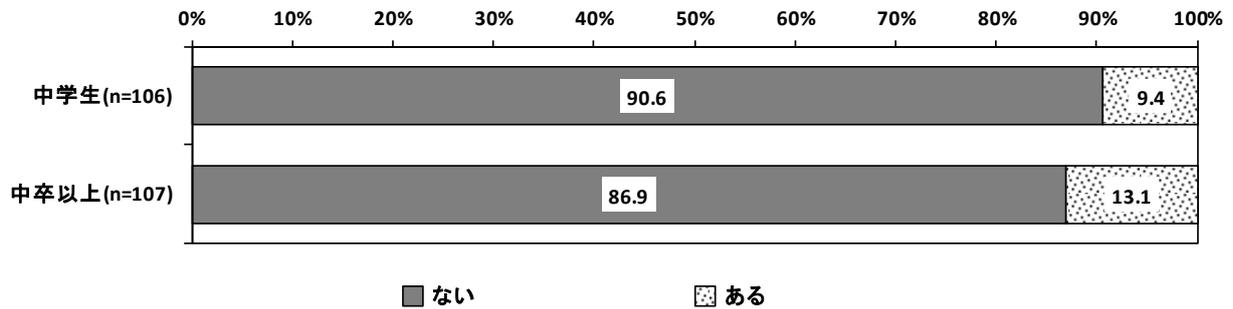
⑤喫煙や飲酒の経験

喫煙経験のある人は、中学生では 5.7%、中卒以上では 3.7%となっています。
飲酒経験のある人は、中学生で 9.4%、中卒以上で 13.1%となっています。

問 たばこを吸ったことがありますか。



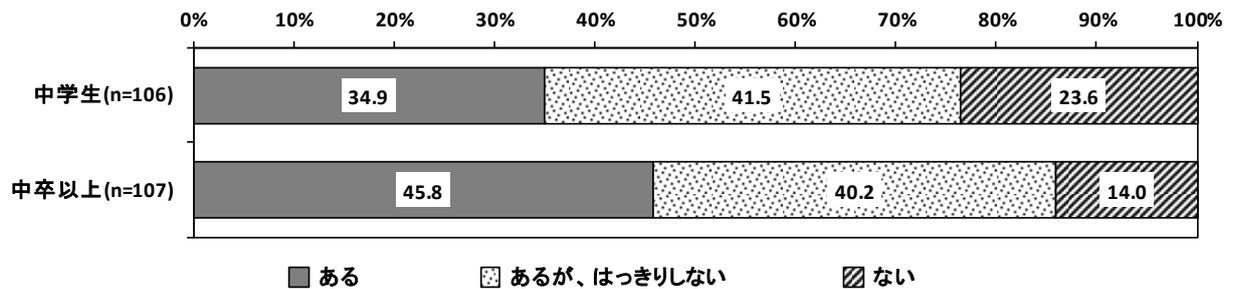
問 お酒を飲んだことがありますか。



⑥ 将来について

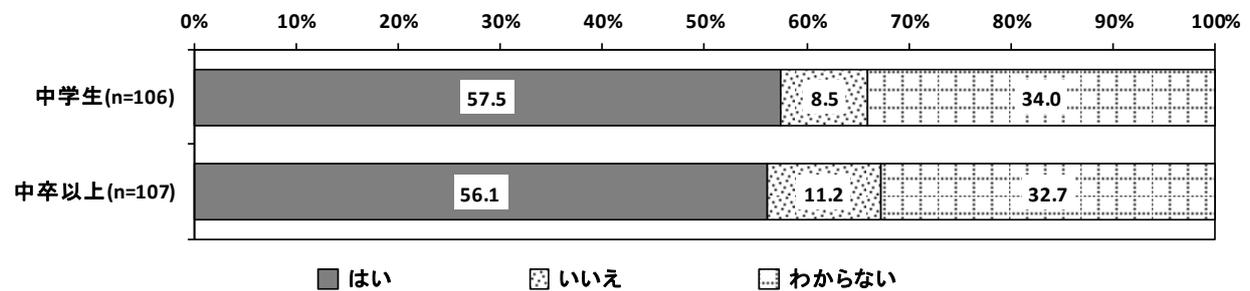
将来の目標(進路や職業など)については、「ある」は中学生では 34.9%、中卒以上では 45.8%となっています。

問 将来の目標(進路や職業など)がありますか



将来、自分の子どもが欲しいかという問いに対して、「はい」は中学生で 57.5%、中卒以上で 56.1%となっています。

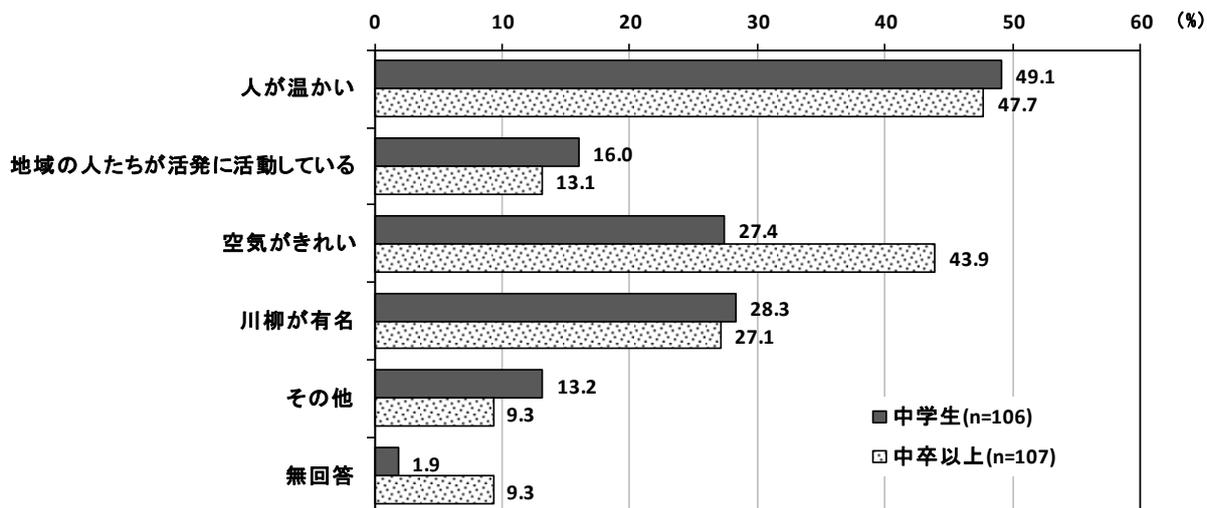
問 将来、自分の子どもが欲しいと思いますか。



⑦久米南町の良いところ

久米南町の良いところとしては、中学生、中卒以上ともに「人が温かい」が最も多くなっています。また、中卒以上では「空気がきれい」も多くなっています。

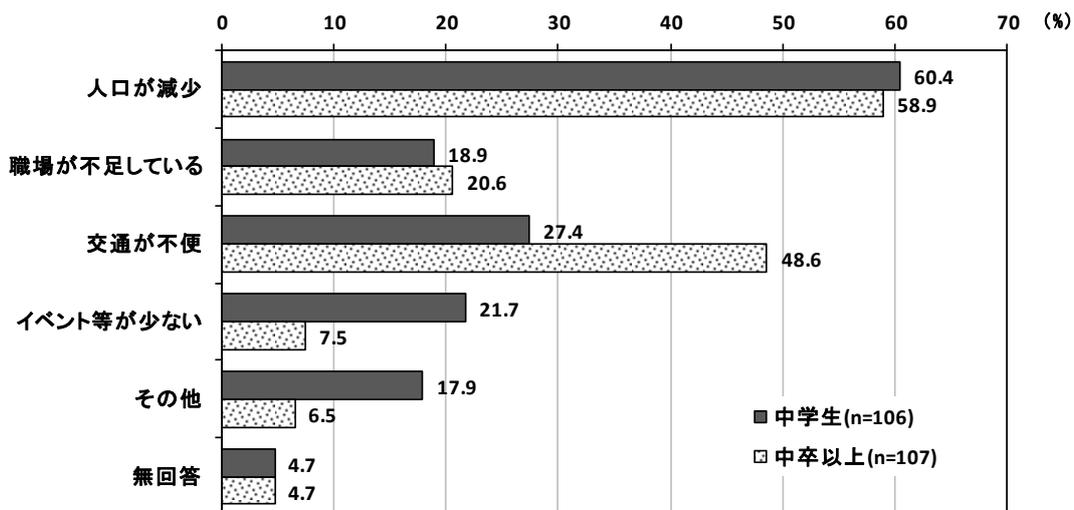
問 久米南町の良いところはどのようなところですか。



⑧久米南町の気になるところや課題

久米南町の気になるところや課題としては、中学生、中卒以上ともに「人口が減少」が最も多くなっています。また、中卒以上では「交通が不便」も多くなっています。

問 久米南町の気になるところや課題はありますか。



6 前期計画の取組状況と課題

目標 1	母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える
------	--

(1) 母子保健の充実

①正しい知識の普及と情報提供

取組状況

- ・乳幼児のいる家庭に母子保健事業の案内・保健師への連絡先を愛育委員を通じて配布。
- ・すこやか相談（年 10 回）および交流会（年 3 回）等の母子保健事業にて情報提供。
- ・広報誌や毎月の健康こよみ、町ホームページに母子保健事業の案内や情報について提供。
- ・子育て冊子「だんだん」を平成 28 年 3 月に作成し、子育て世代や転入時・移住相談時・産科医療機関等に配布。

課題

事業を通じての啓発や紙媒体での広報が主であり、事業不参加の方などへの情報提供方法を検討する必要があります。また、時代にあった別の媒体での広報も検討が必要です。

②健康診査の充実

取組状況

- ・妊婦に加え、産婦を対象とした健康診査を平成 30 年 10 月から実施。
- ・乳幼児健診受診率（平成 30 年度）
乳幼児健診：88.9% / 1 歳 6 ヶ月児：92.3%
2 歳 6 ヶ月児：95.0% / 3 歳 6 ヶ月児：90.0%
- ・健診スタッフに心理士を加え、精神発達の見立てを強化。
- ・未受診者には、保健師による個別訪問、保育園での状況把握、愛育委員による再勧奨を行なった。

課題

健診未受診者は未だ 0 人にならず、保護者の都合優先のケースもみられます。個別のフォローにもマンパワーが必要です。またスタッフの研修等も必要です。

③相談体制の充実

取組状況

- ・妊娠届出時および妊婦転入時には保健師または栄養士と面接（平成 30 年度:28 件）
- ・新生児・乳児訪問：28 名（延 35 名）

- ・母と子のすこやか相談：子 67 名（延）
- ・母と子のすこやか交流会：3 回：子 25 名（延）
- ・赤ちゃん教室：子 21 名（延）
- ・相談の場へ出てくることを得意としない方には、訪問等での対応も実施。
- ・気になる乳幼児訪問（児童虐待及び疑い含む）

課題

利用しやすい相談の場の設定が必要です。またマンパワーも必要ですが、相談を受ける側の研鑽も必要です。

④歯の健康づくり

取組状況

- ・保育園歯科教室において、歯磨き指導やカリエスタット検査を実施。
- ・栄養委員がペープサートを行い、歯を磨くことの大切さや虫歯になりにくいおやつについての情報提供を実施。
- ・幼児健診受診者や保育園児の希望者に対してフッ素塗布を実施。
- ・幼児歯科検診の際に、養育者の歯科検診を実施。
- ・平成 30 年度の罹患率は、1 歳 6 ヶ月児が 0%、2 歳 6 ヶ月児が 5.2%、3 歳 6 ヶ月児は 14.8%
- ・虫歯罹患率は、年によって変動があるものの改善傾向。

課題

産後に検診を行っていますが、子育てに時間がとられ、受診につなげていないケースもみられます。妊婦が自分自身の口の中を健康に保ちつつ、生まれてくる子どもの歯と口腔の健康を守るための知識を身に着けるため、妊婦の歯科検診を検討することも必要です。また学校保健との連携も必要です。

⑤思春期保健対策の充実

取組状況

- ・愛育委員による禁煙の呼びかけ（5 月 31 日）や、乳幼児ふれあい体験を実施。
- ・自殺予防の広報や心の相談についての広報や、個別支援が必要な児童・生徒には家庭訪問など適宜対応した。
- ・スクールカウンセラーの派遣を実施。

課題

就学・進学の際の連携にズレが生じている事例もあり、保育園・小学校・中学校の連携体制を強化する必要があります。

⑥小児医療

取組状況

- ・子どもの救急医療のかかり方や病気の対応について、ゆずっこクラブを対象に愛育

委員会主催の研修会を実施。

- ・救急の日や電話相談先等について、すこやか交流会や健診等での啓発。

課題

救急医療を受ける際には町外への受診となり、救急か否かの判断は保護者によるものとなるため、適切な対応および判断で医療機関を利用できるよう、継続して啓発が必要です。

⑦不妊治療・不育治療対策の充実

取組状況

不妊治療については平成 20 年度より助成事業を開始。治療内容の制限もあり件数としては 1～2 名程度。平成 28 年度より男性特定不妊治療に対しても助成を開始。

また、平成 24 年度より不育治療についても助成を開始。

課題

利用件数が少なく、事業について周知に努める必要があります。

(2) 家庭の子育て力の充実

①次世代の親の育成

取組状況

- ・愛育委員会主催「親子ふれあい遊び」に「思春期ふれあい事業」として中学生を招待。
- ・中学校行事として、中学 3 年生が乳幼児とのふれあい体験を実施。

課題

晩婚化・不妊症・高齢出産等社会問題となっており、妊孕性の知識の普及啓発を行っていく必要があります。

②家庭の教育力の向上

取組状況

- ・母子保健事業において、適宜情報提供。健診や子育て教室への父親の参加も数名あった。
- ・ゆずっこクラブへの父親の加入もあり、行事への参加も協力的。
- ・子育て冊子「だんだん」を平成 28 年 3 月に作成し、「イクメンになろう」のページを設け、父親の育児参加を促した。
- ・父親・祖父母への情報提供として、「おかやま子育て応援 Book」を配布。

課題

母子・父子家庭もあり、家庭の力だけでは十分な教育力が望めない事例もあります。地域全体で教育力を高める必要があります。

(3) 食育の推進

①「食育」の推進

取組状況

- ・赤ちゃん教室の際に離乳の進め方等についての情報提供を実施。
- ・希望する家庭に対して訪問をし、離乳食づくりの技術指導や助言を実施。
- ・すこやか相談や乳幼児健診の際に、食事相談を実施。
- ・栄養委員が、すこやか相談の際に手作りおやつ等の試食の提供。
- ・栄養委員がベジ活！くめなんの一環で図書館すくすくタイムの際に、野菜を使った手作りおやつの試食を提供。
- ・栄養委員がゆずっこクラブ会員を対象に母子研修会の際、調理実習を実施し、幼児期の子どもの食事作りを伝授。
- ・栄養委員がエンゼルスクール児童を対象に食育教室を実施し、食事作りの楽しさを伝授。
- ・小学6年生親子を対象に親子ふれあい料理教室を実施し、バランスよく食べることの大切さを伝授。
- ・栄養委員が中学生を対象に朝食食べよう大作戦というテーマで調理実習を実施。
- ・栄養委員が中学校の文化発表会の際に、朝食の大切さなどをテーマに展示。
- ・町・保育園・学校の栄養士が集まり食育推進部会を行い、みそ汁摂取を中心とした朝食内容の改善についての取組を推進。

課題

久米南町ならではの魅力のある地域の食材を生かした食文化の継承や、おいしい食事やたのしい食事作りによる食への関心の育成、朝食を食べること、野菜を毎食食べること、薄味に慣れることの大切さについて伝えていくこと等を続けていくことが必要です。

目標 2	子どもの安全が確保され、子どもが健やかに育つ教育環境や地域になる
------	----------------------------------

(1) 地域ぐるみの子育て支援の推進

①子育て支援ネットワークの充実

取組状況

町では、愛育委員会、栄養改善協議会、民生児童委員協議会、自治会連合会、婦人協議会、ゆずっこクラブ、人権擁護委員協議会など子育てに関する地域組織が連携し、子育て支援体制を推進。平成14年に設置した「子育て支援ネットワーク協議会」では、子育て支援・見守りの充実のために会議や研修会を開催。

課題

子育ての問題を地域全体で取り組むため、老人クラブ連合会、体育協会、スポーツ推進委員会との連携が必要です。

②ゆずっこクラブの活動の充実

取組状況

平成30年度から組織名を「ゆずっこクラブ」に変更。弓削、誕生寺、神目の3地区に分かれ、各地区での活動を行い、町全体行事として本会が企画・運営している。子育てサロンや季節行事（おでかけ会、クリスマス会）などを開催し、交流の場となっている。

愛育委員や栄養委員との合同活動も行い、世代を越えた交流ともなった。

課題

少子化により会員の減少があり、活動の幅が縮小傾向にあります。地区の統合も検討していく必要があります。

(2) 子どもの生きる力の育成

①地域・世代間交流の促進

取組状況

- ・各地域で三世代交流事業の実施
- ・愛育・栄養・ゆずっこクラブで世代を超えた交流事業の実施

課題

参加人数が減少しています。

②豊かな心をはぐくむ教育の推進

取組状況

- ・乳幼児健診及び1歳6ヶ月・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診にて、ブックスタートの実施や待合の時間での読み聞かせを行なっている。
- ・保育園でも毎月絵本の配布があり、家庭での読み聞かせを推奨している。
- ・図書館での読み聞かせ会も定期的実施。
- ・「ノーメディア週間」を保育園・小中学校で実施。

課題

メディア時間の延伸により親子でのかかわりが薄れていないかが危惧されます。スマホなどメディアとの付き合い方の普及啓発も必要です。

(3) 安全・安心な子育て環境の整備

①安全な遊び場の整備

取組状況

弓削ふれあい園舎や誕生寺・神目の広場については、各地区ゆすっこクラブや児童クラブ、行政が奉仕作業や安全点検を適宜行なっている。ゆすっこクラブ活動の一環で遊具等の危険箇所を発見した際には、保健福祉課へ報告がある。

課題

安全な遊び場を維持していく必要があります。

②安全な生活環境の整備

取組状況

- ・各小学校区の子どもたちの「地域住民の見守り隊」活動
- ・老人クラブによる軽トラパトロール隊や青パト隊の見守り活動
- ・事故防止の啓発のため、各健診にて事故の有無や対策についてのアンケート実施・個別指導の実施

課題

安全な生活環境を維持していく必要があります。

③子育て生活支援の推進

取組状況

平成29年度まで紙おむつ等の処理に使用する指定ごみ袋の支給事業を実施し、平成30年度からは出生児の世帯の保護者に補助金を交付する「すこやかエンゼル祝金」事業を実施。

課題

引き続き取り組む必要があります。

(4) きめ細やかな保育の拡充

①保育サービスの充実

取組状況

満1歳以上の就学前の幼児を対象に、誕生寺保育園での一時保育を実施。違った環境での預かりとなるため、また、保育園行事や保育士の対応のため受入れ時間を9時～16時としている。

課題

サービスを充実するために人材の確保が必要です。

②学童保育の充実

取組状況

各小学校区での学童保育と夏休みの夏季放課後児童健全育成事業「エンゼルサマー

スクール」に加え、長期休業日（夏休みほか冬休み及び春休み）での学童保育を実施。

また、土曜日についても、長期休業日中と同じく「エンゼルスクール」として開始。

課題

放課後だけでなく土曜日・長期休業期間中での学童保育拡充により、支援員の確保が課題となっています。

③発達障害児支援の充実

取組状況

令和元年度から、津山みのり学園による事業に加え、社会福祉法人久米福祉会へ委託し発達障害者支援コーディネーターを配置し、心理士による療育へのつなぎや教育機関との協働、保健師との同行訪問等を行っている。また保育園へも訪問し障害児の見立てを踏まえた保育士への助言・指導を行っている。

課題

支援者同士の連携を強化し、切れ目ない支援を行う必要があります。

目標 3	子どもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる
-------------	-------------------------

(1) 出産・子育てがしやすい環境の整備

①出産・子育てがしやすい環境の整備

取組状況

妊娠届けの際に就業している方へ、妊娠・出産・育児について法律で定められている制度等の情報を載せたパンフレットを配布。

課題

子育て支援対策について、事業所への働きかけの取組が行えていません。

(2) 住宅環境の整備

①子育て家庭に配慮した住宅の確保

取組状況

分譲宅地の整備及び分譲宅地購入助成金等、若者住宅の整備、空き家バンクの登録など、多方向からのハード・ソフト事業のアプローチにより、成果を上げていると評価される。

【分譲宅地】

神目、弓削地区で分譲宅地の募集を行ってきたが、このうち、弓削地区の分譲宅地は完売。

これまでの応募者の多くが、子育て世代であり、かつ分譲宅地購入助成金等を活用していることから、住環境ニーズ及び提供体制において訴求ができてきているといえる。

【若者定住促進住宅】

若者定住促進住宅は、平成 24 年度に建設した「こうめ壺番館」、平成 25 年度に建設した「たんじょうじ壺番館」は、入居率は高く、非常に有効な施策となっている。

課題

子育て家庭に配慮した住宅の確保に向けては、既存のハード・ソフト両面に加えて、周辺環境の整備、保育・教育制度など、若者にとって魅力的な住環境となるべく付加価値の創造が必要であることから、若者のニーズと期待を分析・研究し、多分野にわたる要素を関連付けた事業を包括的に検討していく必要があります。

【分譲宅地】

売却に至っていない区画について、積極的な販売促進を図るとともに、計画中である弓削地区内の分譲宅地の整備を早急に進める必要があります。

【若者定住促進住宅】

同様の若者住宅を追加することは、多大な建設費用を要するため困難であると判断されます。このため今後は、平成 28 年度に神目地区で建設された民間活力賃貸住宅促進事業を一例として民間活力の導入を図り、官民協働による定住環境の整備を進めていく必要があります。

目標 4

子どもをまもり支援する体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の推進

①児童虐待防止体制の充実

取組状況

地域組織の子育て支援（虐待防止）ネットワーク協議会の連携強化や子育て家庭への「声かけ運動」を実践。

課題

小・中学校や児童相談所等と連携を図り、虐待の発生を防止し、早期発見、早期対応を図れるよう支援体制を充実していきます。

(2) 発達障害児支援の推進

①障害児支援施策の充実

取組状況

津山みのり学園の心理士派遣に加え、令和元年度から社会福祉法人久米福祉会へ委

託し発達障害者支援コーディネーターを配置し、支援施策を実施。

課題

就学・進学という節目で、支援者が変わり、保護者や子どもの負担になっている事例があり、切れ目ない支援が行えるような引継ぎを行う必要があります。

②親支援の充実

取組状況

子育て教室は津山みのり学園と協働し実施。

「親の会スマイル」は参加者の減少により平成28年3月で事業終了。

課題

就学以降、保護者と支援者とのつながりが薄れてしまうため、切れ目ない支援を行えるよう、支援者の連携体制を強化するとともに、保護者へ相談窓口を広報する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え

1 基本理念

前期計画においては、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障することを目指して、下記のような基本理念が定められ、計画が策定されました。

本計画の上位計画である「第5次久米南町振興計画（平成24年度～令和3年度）」では、本町の目指す子ども・子育て分野における将来像を、「子どもにとって健やかに育ち、大きな夢を描けるまち」と定め、健康・福祉分野の目標を「健康でいきいきと暮らせる“元気のまち”」としています。

前期計画において掲げられた「基本理念」は、「第5次久米南町振興計画」における将来像等と同じ方向性、同じ趣旨を示していると判断されます。

よって、本計画においても、前期計画の「基本理念」を踏襲することとします。

【基本理念】

子どもの幸せの視点に立って、久米南町の次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、これからも住み続けたいと思える地域づくりを推進する

2 基本目標

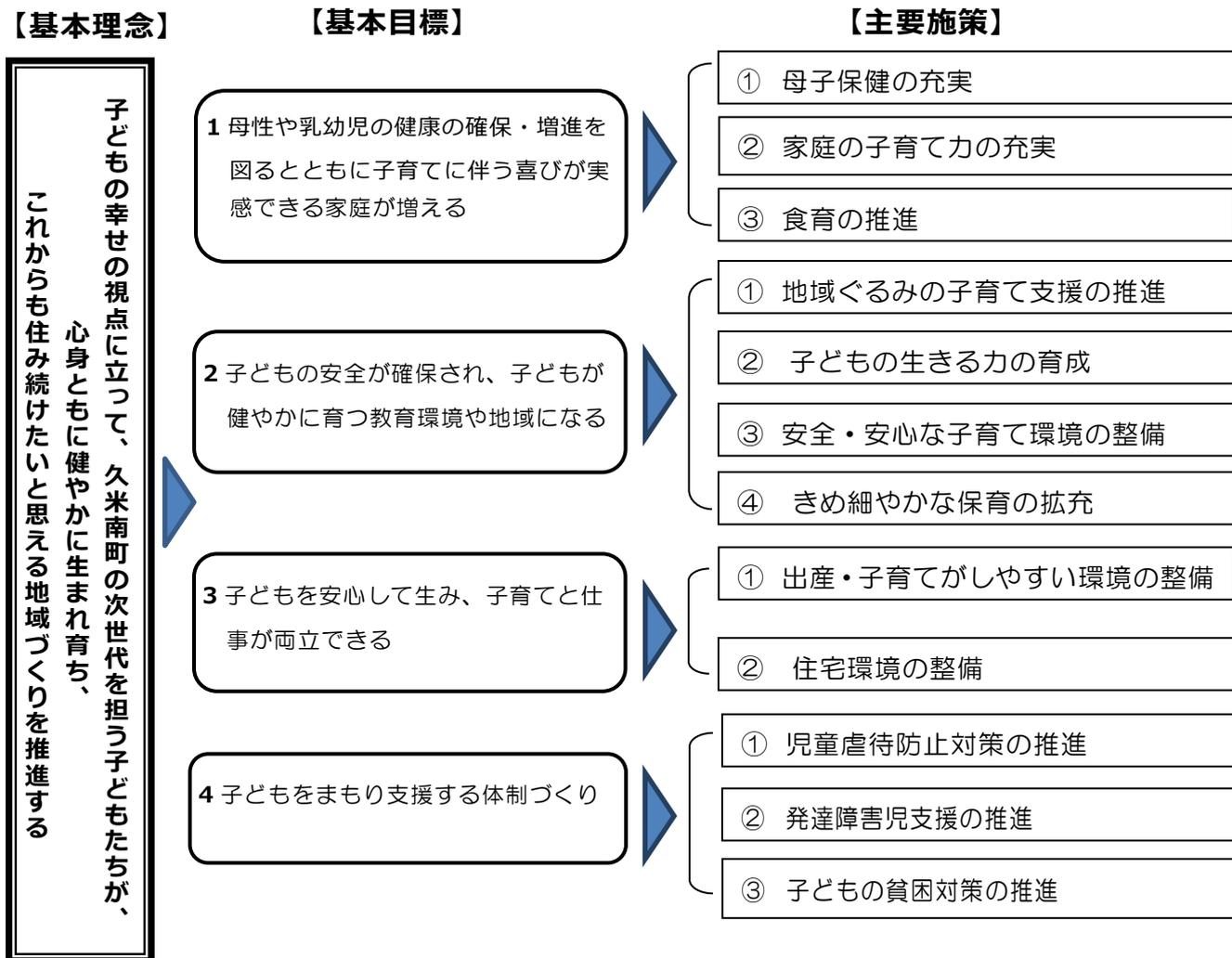
基本理念の実現に向けて、前期計画より継続し、次の4つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1	母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える
基本目標 2	子どもの安全が確保され、子どもが健やかに育つ教育環境や地域になる
基本目標 3	子どもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる
基本目標 4	子どもをまもり支援する体制づくり

3 施策の体系

主要施策の体系は次のとおりです。

■ 施策体系図 ■



4 施策の方向

基本目標 1	母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える
--------	--

(1) 母子保健の充実

①正しい知識の普及と情報提供

子どもの成長段階に応じた育児に関する情報、乳幼児期の健康についての正しい知識や基本的な生活習慣を身につけるための情報、子どもの発達段階に応じた事故防止対策に関する知識など母子保健知識の普及と情報提供に努めます。

広報誌や告知放送、健康ごよみだけでなく、健診やすこやか相談など母子保健事業の機会を通じて情報提供を図ります。全ての方が子育てに関する情報が入手できるように従来の周知方法に加え、町ホームページの内容の充実を図るほか、LINEの活用や民間の子育てアプリ等の導入も検討していきます。

②健康診査の充実

乳幼児の健康を確保・増進するため、健康診査の充実を図ります。未受診者が「0」になるように、個別通知、保健師や保育所、愛育委員からの声かけによる受診勧奨、告知放送による健診のお知らせを行うとともに、健康診査の必要性についても伝えていきます。

また要フォロー児が適切な支援につなげられるように、関係機関と密な連携を図り切れ目のない支援を行っていきます。

③相談体制の充実

安心して出産し子育てに臨めるような妊娠期からの安定した環境づくりのため、妊娠届出時に面接を行い、きめ細やかな保健指導の充実を図ります。子育てに不安がある方や相談相手がない方などは家庭訪問を行い、対応します。

また、出産後、早期に新生児・乳児訪問を行ったり、相談事業や交流会等を通じて、産後うつ予防及び子育て不安の軽減を図ります。

今後は、子育て世代包括支援センターの体制整備を行い、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する体制の強化を図ります。

④歯の健康づくり

乳幼児や小学生のう歯の予防を図るために、健診及び歯科教室などの機会を通じて、おやつを含めた食生活や正しい歯磨きの方法を普及するとともに、健診を通じてフッ素塗布経験児の増加を図ります。

また、生涯を通じての歯の健康づくりの基礎を作っていくため、幼児への歯磨き指導だけでなく、保護者への指導や、学校保健とも連携して就学後の歯磨き習慣の習得にも努めていきます。

⑤思春期保健対策の充実

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、町、学校、地域が連携して性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性等についての基礎知識の普及・啓発を図ります。

町では、愛育委員による禁煙の呼びかけや自殺予防の広報、心の相談についての広報を行っており、また、個別支援が必要な児童・生徒には家庭訪問やスクールカウンセラーの配置など適宜対応を行っています。

今後も、思春期保健対策の充実のため、保健所、小学校、中学校、町（教育課・保健福祉課）との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

⑥小児医療

子どもの急病時に適切な対応が可能となるように、子どもの救急医療のかかり方や病気の対応について、ゆずっこクラブを対象に愛育委員会主催の研修会を実施します。

また、救急の日や小児救急電話相談#8000 などについては、すこやか交流会や乳幼児健診などで啓発をしていきます。

子どもにかかる医療費については、町では県の小児医療の対象より、幅広い年齢を対象として医療費負担の軽減を図っています。

⑦不妊治療・不育治療対策の充実

不妊治療費助成事業及び不育治療支援事業を継続して実施してまいります。適宜、岡山県不妊専門相談センターや保健所との連携を図り、対象者への情報提供に努めます。

現状では事業の利用件数が少ないため、今後は事業の周知に努めます。

(2) 家庭の子育て力の充実

①次世代の親の育成

次世代を担う子どもたちに、生命の尊さや子どもを産み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさ、更に男女が協力して家庭を築くことの大切さについて理解を深める活動として、保育所のボランティアで子どもとのふれあい体験を行ったり、中学生を対象に、愛育委員会主催の「親子ふれあい遊び」や「思春期ふれあい事業」を実施します。

また、中学校に保健所が実施している「未来のパパ&ママを育てる出前講座」の活用も進めていきます。

②家庭の教育力の向上

昨今、家庭における教育力の低下が指摘され、家庭教育への支援が一層求められています。本町では、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報の提供を行うとともに、母子保健事業において、生活習慣やマナーについて情報提供を行います。

また、ゆずっこクラブの活動を中心に父親の子育て参加の促進を図るとともに、親同士の交流や仲間づくりを進めます。祖父母世代へも「子育て・孫育て」について情報提供し保護者の孤立を防いでいきます。

家庭の力だけでは十分な教育力が望めない事例もみられることから、地域全体で教育力を高められるよう、普及啓発の研修会を行ないます。

（３）食育の推進

①「食育」の推進

家庭や地域との関りから食のたのしさを実感し、栄養バランスに配慮した健全な食生活を実践できるよう、子どもの時から発達段階に合わせた食育の推進を行うとともに、久米南町ならではの魅力のある地域の食材を生かした食文化を継承していきます。

乳幼児期には、望ましい食生活の基盤づくりをしていくため、離乳の進め方等について情報提供の機会を作ります。また、食事に関する悩みや不安について相談を受け、支援が必要な家庭に対して訪問をし、食事作りの技術指導や助言を行うことによって、悩みを解決し、負担や不安の軽減を図ります。

学齢期には、朝食を食べることやバランスよく食事を食べること等の大切さについて情報提供の機会を作ります。また、食事作りの楽しさや家庭で食卓を囲む共食の大切さを実感できる機会を作ります。

町、保育園、学校、さらには地域とも連携して、家庭における食育の推進の充実を促進、支援します。

基本目標 2	子どもの安全が確保され、子どもが健やかに育つ教育環境や地域になる
---------------	---

（１）地域ぐるみの子育て支援の推進

①子育て支援ネットワークの充実

町では、愛育委員会、栄養改善協議会、民生児童委員協議会、自治会連合会、婦人協議会、ゆずっこクラブ、人権擁護委員協議会など子育てに関する地域組織が連携し、子育て支援体制を推進します。

「子育て支援ネットワーク協議会」では、子育て支援・見守りのために会議や研修会を開催しています。また、「声かけて、みんなで育てよう子ども達」をスローガンに地域での声かけ、見守りの取組の充実を図ります。

今後は、子育ての問題を地域全体で取り組むため、老人クラブ連合会、体育協会、スポーツ推進委員会との連携を強化します。

②ゆずっこクラブの活動の充実

ゆずっこクラブでは、子育て中の親と子を対象に情報交換や交流ができる場として、子育てサロンや季節行事（おでかけ会、クリスマス会）などを開催しています。また愛育委員や栄養委員との合同活動を行うことで、世代を超えた交流に努めます。

今後も、地域住民とのつながりを大切に、みんなで子育てに取り組めるようゆずっこクラブの体制を見直しつつ、活動を推進します。

(2) 子どもの生きる力の育成

①地域・世代間交流の促進

少子化の影響などにより、地域における子ども同士の交流が減少するとともに、他人とのコミュニケーションを図る能力が充分には培われていない状況がみられます。

こうした中、子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて多様な体験を行う事により、豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高めるとともに、生きる力を養うため、町では、保育所での三世代ふれあい交流事業や愛育委員・栄養委員・ゆずっこクラブで世代を超えた交流事業に取り組んでいます。

また地域では、季節の行事に合わせて三世代交流が行われています。

近年、各事業への参加人数が減少傾向にあるため、活性化の方策を検討しながら進めていきます。

②豊かな心をはぐくむ教育の推進

次代を担う感性豊かな社会人となるため、子どもたちが本とふれあう機会づくりを推進します。

乳児健診及び1歳6ヶ月・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診において、ブックスタートの実施や待合の時間での読み聞かせを行っていきます。また、すこやか交流会や子育て教室、赤ちゃん教室（ベビーマッサージ）の際にも読み聞かせを行い、保護者へ読み聞かせによる豊かな心をはぐくむ教育の必要性を伝えていきます。

保育所では毎月絵本の配布を行い、家庭での読み聞かせを推奨しています。小学校でもボランティアによる本の読み聞かせが定期的に行われています。図書館での読み聞かせ会も定期的実施していきます。

近年、子どもたちがメディアとふれる時間が増えていることから、親子とのかかわりが薄れていることが危惧されます。このため、「ノーメディア週間」の取組を保育所及び小・中学校で行っています。今後は、地域へも広めていきます。

(3) 安全・安心な子育て環境の整備

①安全な遊び場の整備

子どもの安全な遊び場の確保を図るために、本町では弓削・誕生寺・神目の広場について、専門家の遊具点検のほか、各地区のゆずっこクラブや児童クラブが奉仕作業や安全点検を適宜行っています。遊具などの危険箇所を発見した際には、保健福祉課に報告があり、町が対応しています。

今後も、ゆずっこクラブと連携し安全点検の実施を継続して安全な遊び場の確保に努めます。

②安全な生活環境の整備

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り安全を確保するために、本町では、ボランティアによる「地域住民の見守り隊」が弓削、神目、誕生寺の各小学校区にて登下校時に安全確保と被害の未然防止を図る活動を行っていますが、その活動を継続していきま

す。また、誕生寺については老人クラブによる軽トラパトロール隊も見守り活動をしています。

家庭の事故防止の啓発のため、各健診にて事故の有無や対策についてのアンケートを実施し、個別指導を行うとともに、すこやか交流会など母子保健事業の機会に事故防止についての呼びかけを実施します。

今後とも安全な生活環境を確保していくため、家庭での注意喚起と地域の見守り活動を強化します。

③子育て生活支援の推進

子育て生活支援として、本町では平成 29 年度まで、乳幼児を養育する家庭に紙おむつ等の処理に使用する指定ごみ袋を支給していましたが、平成 30 年度からは出生児の世帯の父または母に、補助金を交付する「すこやかエンゼル祝金」事業を実施しています。

（４）きめ細やかな保育の拡充

①保育サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、本町では、保護者の病気や、就労などによる緊急、一時的な保育及び保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消のため、保育所で一時的に生後 1 歳～就学前までの子どもを預かります。

今後は、サービスの充実を図るため、保育士の確保に努めます。

②学童保育の充実

保護者の就労支援と児童の健全育成のため、小学生を対象として、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりとして学童保育の充実を図ります。

本町では、各小学校で学童保育を実施しています。小学校区ごとに運営委員会を設置、放課後児童支援員 2 名体制で余裕教室やふれあい園舎で勉強や遊びなどを実施しています。

また、長期休業期間と土曜日には「エンゼルスクール」を実施しています。

今後とも、保育内容の充実と支援員の確保・育成に努めていきます。

③発達障害児支援の充実

こどもの発達に不安を抱える家庭への支援のため、津山みのり学園に心理士の派遣を依頼し、保育所巡回相談を実施しています。令和元年度から、津山みのり園の事業に加え、社会福祉法人久米福祉会に発達障害者支援コーディネーターを配置し、療育へのつながりや教育機関との協働、保健師との同行訪問等を行い多職種、多機関で連携を図り子どもに合った支援を行っていきます。

経過観察が必要な幼児については、子育て教室で保護者同士の座談会及び個別相談も行っています。

美作保健所での「子どもの心とからだの総合相談」、津山児童相談所、医療機関へ紹介を行い、療育へつないでいます。

また、不登校・保健室登校児の対応も行っていきます。

今後も、子どもの発達及び発達障害についての知識の普及に努め、必要な支援につなげていきます。

基本目標 3	子どもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる
---------------	--------------------------------

(1) 出産・子育てがしやすい環境の整備

① 出産・子育てがしやすい環境の整備

子育てと仕事が両立できる環境を整備するために、男女共同参画意識に基づく男性の子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対してワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくりの啓発・情報提供を行います。また産前産後休業制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。

(2) 住宅環境の整備

① 子育て家庭に配慮した住宅の確保

町では、子育て家庭に配慮した住宅の確保を推進するため、分譲宅地の整備や居住支援を行っています。

【分譲宅地】

神目地区で分譲宅地の募集を行っています。

【分譲宅地エンゼルタウン下弓削2期地区等造成事業】

弓削地区に整備していた分譲宅地が完売したことから、子どもの減少が懸念される弓削小学校区内において若者や子どもを持つ家族の定住対策が急務であると捉え、同学区内に安心して生活できる住環境の整備のため、分譲宅地及び民間活力賃貸住宅促進事業を進めます。

【分譲宅地購入助成金】

町が所有、取得又は造成して分譲する宅地への定住を促進するため、助成金として50万円を交付しています。さらに、子育て世代や若者世代には、助成金を加算して交付します。

【早期定住促進助成金】

町より分譲宅地の引き渡しを受けた後、3年以内に自ら居住する住宅を建設した方に、分譲価格に応じて助成金を交付します。さらに、入居時において義務教育終了前の子どもがいる子育て世代には、助成金を加算して交付します。

【若者住宅補助金】

若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築又は改修する方に対し、これに要する費用の一部を補助します（新築：20万円、改修：上限10万円）。

【若者定住促進住宅】

若者の定住を促進し、豊かで明るく活力に満ちた地域社会の創造を図るとともに、町内における多様な住宅需要に対応するため、住居に困っている子育て世代や若者世代向けの住宅を設置しています。

【民間賃貸住宅家賃助成】

本町の人口減少を防止し、豊かで明るく活力に満ちた地域社会の創造を図ることを目的に、町内の民間賃貸住宅に居住する子育て世代、若者世代に対し、月額15,000円（60か月）を上限に、家賃の一部を助成します。

基本目標 4

子どもをまもり支援する体制づくり

（１）児童虐待防止対策の推進

①児童虐待防止体制の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取組が必要です。

本町においては、地域組織の子育て支援（虐待防止）ネットワーク協議会の連携の強化、子育て家庭への「声かけ運動」の実践また、小・中学校や児童相談所等の連携により虐待の発生を防止し、早期発見、早期対応を図れるよう、子ども家庭総合支援拠点の体制整備を行い、支援体制を充実していきます。

（２）発達障害児支援の推進

①障害児支援施策の充実

発達障害のある子どもの子育ては、保護者の育児不安、育児負担、児童虐待につながりやすいため、障害を早期発見し、適切な療育等につなげていくため、津山みのり学園の心理士派遣や社会福祉法人久米福祉会の発達障害者支援コーディネーターの配置等により、一人一人のニーズに合わせた相談支援体制の整備を図っています。

継続して子どもの発達及び発達障害についての知識の普及に努め、障害福祉サービス等の必要な支援につなげていきます。

また、就学・進学という節目で支援が円滑に行えるよう配慮して、切れ目のない支援を行っていきます。

②親支援の充実

発達の気になる幼児と保護者を対象に子育て教室を実施し、保護者同士の座談会も同時に実施します。

子どもの発達に不安を抱える保護者を適切な支援につなげられるよう、発達障害に関する相談窓口の周知に努めます。

また、支援者同士の連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会の均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことが求められています。

本町においても、子育て支援ネットワークをはじめとする関係機関との連携のもと、地域の実情に応じた子どもの貧困対策の取組を推進していきます。



第4章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、久米南町全域を提供区域として定める。

2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

(単位:人)

令和2年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	4	68	34	14
②供給量(確保の方策)	4	68	34	14
特定教育・保育施設 ^{※1}	4	68	34	14
特定地域型保育 ^{※2}				
②－①＝	0	0	0	0

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

令和3年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	4	61	35	14
②供給量(確保の方策)	4	61	35	14
特定教育・保育施設 ^{※1}	4	61	35	14
特定地域型保育 ^{※2}				
②-①=	0	0	0	0

(単位:人)

令和4年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	4	65	34	14
②供給量(確保の方策)	4	65	34	14
特定教育・保育施設 ^{※1}	4	65	34	14
特定地域型保育 ^{※2}				
②-①=	0	0	0	0

(単位:人)

令和5年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	4	64	33	14
②供給量(確保の方策)	4	64	33	14
特定教育・保育施設 ^{※1}	4	64	33	14
特定地域型保育 ^{※2}				
②-①=	0	0	0	0

(単位:人)

令和6年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	4	64	32	14
②供給量(確保の方策)	4	64	32	14
特定教育・保育施設 ^{※1}	4	64	32	14
特定地域型保育 ^{※2}				
②-①=	0	0	0	0

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

延長

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の 13 事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

供給体制

令和 2 年度に子育て世代包括支援センターを設置する。

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

対象年齢

0 歳児～2 歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	150	153	148	146	143
②供給量(確保の方策)	150	153	148	146	143
②-①=	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

単位

人回/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	300	300	300	300	300
②供給量(確保の方策)	300	300	300	300	300
②-①=	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	23	23	23	23	23
②供給量(確保の方策)	23	23	23	23	23
②-①=	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

1歳～6歳（就学前）

単位

人(支援対象人数)

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	11	11	11	11	11
②供給量(確保の方策)	11	11	11	11	11
②-①=	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定**事業概要**

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望**事業概要**

共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	15	14	15	14	14
②供給量	15	14	15	14	14
②-①=	0	0	0	0	0

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	30	28	29	28	28
②供給量	30	28	29	28	28
②-①=	0	0	0	0	0

⑩ 病児保育事業

事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	9	9	9	9	9
②供給量	9	9	9	9	9
②-①=	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業**事業概要**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

低学年・高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	82	84	80	82	78
②供給量	82	84	80	82	78
②-①=	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業**事業概要**

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野にわたっているため、庁内横断的な取組の強化を図ります。また、総合的かつ効果的な子育て支援を行うため、自治会連合会、民生・児童委員協議会、主任児童委員、愛育委員会、栄養改善協議会、ゆすっこクラブ、婦人協議会、人権擁護委員をはじめ、保育所、小・中学校などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民更には、近隣市町村、県と連携を図りつつ、地域ぐるみで子育て支援及び次世代育成に係る総合的かつ効果的な取組を行います。

2 計画の点検・体制

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会で協議しながら、事業の見直し、改善を図ります。

また、施策の実施に当たっては、柔軟な取組が不可欠であることから、必要に応じて改善を図るため、各年度に施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

資 料

1 久米南町母子保健計画・健やか親子 21 の指標と目標量

評価区分	◎	○	△	×	—
	目標達成	目標値未達成だが50～90%改善	目標値未達成だが1～49%改善	横ばい又は悪化	判定不能（目標値・ベースライン不明）
項目数	37	5	6	20	25

子育て支援の目標		2013年度 ベースライン	2019年度中間評価		評価区分	最終目標
			目標値	現状値		
虐待をしているのではと思う親の割合	乳幼児	16.0	減少	5.7	◎	減少
	学童	14.0	減少	9.5	◎	減少
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	乳幼児	83.0	85.0	87.5	◎	90.0%
	学童	75.7	80.0	72.6	×	85.0%
子育てに自信が持てないことがある親の割合	乳幼児	25.5	減少	29.5	×	減少
	学童	33.1	減少	33.7	×	減少
子育てに不安や負担を感じる親の割合	乳幼児	46.8	減少	48.9	×	減少
	学童	58.1	減少	57.9	×	減少
育児の相談ができる人がいる親の割合	乳幼児	90.4	増加	94.3	◎	増加
	学童	94.9	増加	89.5	×	増加
子育てについて家族で話し合う機会がある割合	乳幼児	83.0	増加	90.9	◎	増加
	学童	82.4	増加	77.9	×	増加
気分転換をするのに家族の理解が得られている親の割合	乳幼児	68.1	増加	73.9	◎	増加

【切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策】

指標名		2013年度 ベースライン	2019年度中間評価		評価区分	最終目標
			目標値	現状値		
妊産婦死亡率(年次)		0.0	0.0	0.0	◎	0.0%
全出生数中の低出生体重児の割合(年次)		8.3	減少	7.7	◎	減少
妊婦・出産について満足している者の割合		調査	増加	80.7	—	増加
虫歯のない3歳児の割合		85.2	90.0	88.9	△	95.0%
妊娠中の妊婦の喫煙率		8.6	0.0	3.4	○	0.0%
育児期間中の両親の喫煙率	母親	9.6	7.0	2.2	◎	5.0%
	父親	37.3	30.0	36.4	△	18.5%
妊娠中の飲酒率		9.6	0.0	2.2	○	0.0%
乳幼児健診診査の受診率(未受診率)	乳幼児	86.8 (13.2)	90.0	90.0 (10.0)	◎	95.0%
	1歳6ヶ月児	81.8 (18.2)	90.0	94.1 (5.9)	◎	95.0%
	2歳6ヶ月児	90.0 (10.0)	93.0	95.8 (4.2)	◎	95.0%
	3歳6ヶ月児	93.1 (6.9)	95.0	85.7 (14.3)	×	97.0%
小児救急電話相談(＃8000)を知っている親の割合		調査	75.0	83.8	◎	90.0%

子どものかかりつけ医を持つ親の割合	医師	乳幼児	94.7	96.0	90.9	×	98.0%
		学童	89.6	92.0	84.2	×	95.0%
	歯科医師	乳幼児	調査	—	54.5	—	増加
		学童	調査	—	89.5	—	増加
仕上げ磨きをする親の割合（毎日）	1歳6ヶ月児	94.4	98.0	93.8	×	100.0%	
	2歳6ヶ月児	94.4	98.0	95.7	△	100.0%	
	3歳6ヶ月児	77.7	83.0	94.4	◎	90.0%	
周産期死亡率	出産	0.0	維持	0.0	◎	維持	
	出生	0.0	維持	0.0	◎	維持	
新生児死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持	
乳児（1歳未満）死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持	
幼児（1～4歳）死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持	
乳児のSIDS死亡率		0.0	維持	0.0	◎	維持	
正期産児に占める低出生体重児の割合（年次）		8.3	—	7.7	△	—	
妊娠11週以下での妊娠の届け出率（年次）		92.0	—	96.2	△	—	
出産後1か月時の母乳育児の割合		調査	—	59.1	—	—	
出産後1か月でEPDS9点以上の褥婦の割合（年次）		7.1	—	3.7	○	—	
1歳までにBCG接種を終了している者の割合（年次）		90.9	増加	100.0	◎	増加	
1歳6ヶ月までに四種混合・麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合	混合	94.4 _(三・四)	増加	100.0	◎	増加	
	MR	77.8	増加	87.5	◎	増加	
不妊に悩む方へ特定治療支援事業の助成件数		3件	—	0	—	—	

【学童期・思春期から成人期に向けた保健対策】

指標名	2013年度 ベースライン	2019年度中間評価		評価区分	最終目標		
		目標値	現状値				
十代の自殺死亡率	0.0	維持	0.0	◎	維持		
十代の人工妊娠中絶率	0(H24)	維持	1.5	×	維持		
性感染症を知っている高校生の割合	89.9	増加	91.7	◎	増加		
生徒における痩身傾向児の割合	中学生	9.8	減少	5.3	◎	減少	
	高校生	11.6	減少	7.5	◎	減少	
生徒における肥満傾向児の割合	中学生	2.9	減少	8.5	×	減少	
	高校生	4.7	減少	3.2	◎	減少	
歯肉に炎症のある十代の割合(中学生)	調査	—	7.8	—	減少		
十代の喫煙（経験）率	中学生	6.7	0.0	5.7	△	0.0%	
	高校生	15.7	0.0	3.7	○	0.0%	
十代の飲酒（経験）率	中学生	9.6	0.0	9.4	×	0.0%	
	高校生	37.1	0.0	13.1	○	0.0%	
朝食を欠食する子どもの割合	小6	21.3	減少	7.1	◎	減少	
	中学生	8.5	減少	18.0	×	減少	
	高校生	19.8	減少	22.5	×	減少	
家族など誰かと食事をする子どもの割合	小6	朝	89.4	増加	89.3	×	増加
		夕	100.0	維持	100.0	◎	維持
	中学生	朝	75.9	増加	76.4	◎	増加
		夕	98.3	増加	96.2	×	増加

【子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり】

指標名	2013年度 ベースライン	2019年度中間評価		評価区分	最終目標
		目標値	現状値		
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	調査	—	80.1	—	95.0
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	調査	—	95.4	—	95.0
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	調査	—	42.2	—	70.0
マタニティマークを知っている町民の割合	調査	—	89.8	—	55.0
積極的に育児をしている父親の割合	42.6	50.0	40.2	×	55.0
希望する子どもの数、個人の希望する子ども数と出生子ども数	調査	—	—	—	—
平均理想子ども数	就学前	調査	—	2.6人	—
	小学生	調査	—	2.6人	—
平均出生子ども数	就学前	調査	—	2.1人	—
	小学生	調査	—	2.4人	—
個人の希望する子ども数と出生子ども数の差	就学前	調査	—	0.5人	—
	小学生	調査	—	0.2人	—
不慮の事故による死亡率	0.0	維持	0.0	◎	維持
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家族の割合	調査	—	37.5	—	増加
父親の育児休業取得割合	調査	—	1.6	—	—

【育てにくさを感じる親に寄り添う支援】

指標名	2013年度 ベースライン	2019年度中間評価		評価区分	最終目標	
		目標値	現状値			
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	乳幼児	83.0	85.0	87.5	◎	90.0
	学童	75.7	80.0	72.6	×	85.0
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	調査	90.0	80.3	—	95.0	
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	調査	90.0	83.8	—	95.0	
発達障害を知っている町民の割合	調査	80.0	86.3	◎	90.0	
就学前の障害児に対する通所支援の利用者数（実／延・年次）	6/37	—	9/59	—	—	

【妊娠期からの児童虐待防止対策】

指標名	2013年度 ベースライン	2019年度中間評価		評価区分	最終目標	
		目標値	現状値			
児童虐待による死亡数	0人	維持	0人	◎	維持	
子どもを虐待していると思われる親の割合	乳幼児	16.0	減少	5.7	◎	減少
	学童	14.0	減少	9.5	◎	減少
児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている町民の割合	調査	80.0	67.2	—	90.0	
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	調査	—	97.7	—	100.0	
町における児童虐待相談の対応件数	31件	—	26件	—	—	